



国立公文書館	
分類	返 青
	3 A
排架番号	15
	54-11

54-11

有松英義述
治安警察法講義

40

国立公文書館
分庫
3 A
15
54-11

内務省警保局

E 111
1124

治
安
警
察
法
講
義

目次

第一章	總論	一頁
第二章	結社	六頁
第三章	政社	一七頁
第四章	政社ノ届出	二七頁
第五章	結社權ノ制限	三九頁
第六章	公事結社	五五頁
第七章	結社ニ對スル制限	五八頁
第八章	結社ノ禁止	六〇頁
第九章	秘密結社	六九頁
第十章	集會	七五頁

第十一章	集會ノ届出	一八〇頁
第十二章	屋外集會及屋外運動	一八六頁
第十三章	集會ニ對スル制限	一九三頁
第十四章	非常權	一九六頁
第十五章	揭示其他ノ取締	二〇八頁
第十六章	使用者及勞働者取締	二二二頁

(目次終)

内務省警保局保安課

治安警察法講義

有松英義君講述

第一章 總論

明治三十三年法律第三十六號治安警察法は、過日の第十四回帝國議會に於て始て協賛を經たるものなれども、治安警察法案なる者は前年も曾て政府より帝國議會に提出せられたることあり、唯前年提出せられたる法案は、保安條例を廢止し之に代ゆるの條項を設け、且併て二三の規定を加へんとしたるものなれば、今回の治安警察法とは其名同しくして其實異なるなり、今回公布されたる治安警察法は大體尤の事項を規定するものとす、

二 第一 集會及政社法を廢し、該法律に定めたる事項を増減削修して本法に掲ぐ、

第二 保安條例の廢止以來、法文を缺きたる秘密結社禁止の規定を設ぐ、

第三 前年政府より議會に提出せし治安警察法案中に掲けたる、街路其他公衆の自由に交通する場所に於ける、文書圖畫の掲示其他の事項に關する規定に修正を加へて本法に掲ぐ、

第四 諸般の工業漸く隆盛に趨くに從ひ、使用者勞務者の關係複雑となり利害互に衝突し、所謂勞働問題續発するの傾向あるを以て、之を取締に關する刑法の不備を補へり、

第五 銃砲火薬取締法の不備を補ひ、銃器爆炎物及銃器を仕込たる物件を携帶することに關する規定を設ぐ、

故に本法は集會及政社の規定に加ふるに、二三の條項を以てし

たるもの存此とも、主要の規定は集會及政社に關せり、憲法或二十九條に云ふ「日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す」と、即ち集會結社の自由を制限するには、法律を以てせざるべからず、而て憲法表二十九條は其第二章臣民の權利義務中に規定せるを以て、或は集會結社の自由も亦權利なりと速断するものなきを係し難し、又國法學者中之を以て臣民の根本權利（根本權利）に加ふるものありと雖、其果して權利なるや否やは疑義なきに非ず、蓋し之を權利とせば主觀的に權利を有する人あらざるべからず、客觀的に權利の目的物あらざるべからず、夫れ目的物あり、故に之を毀損せらるるときは救済を裁判所に求むることを得るなり、然るに集會結社の自由を傷けらるると云ふのみにては、未だ民事訴訟を提起することを得ず、憲法は集會及結社を第二章臣民の權利義務中に規定せる

4
に拘はらず、其二十九條には集會結社の權利とせずして、集會結社の自由とせるは理由なくんはあらざるなり、其權利は積極的に法律之を其へ法律之を保護するに因て始て之ありと雖、自由は法律之と共に非ずして人類生なからしめて之を有するものとする、消極的に法律之を制限せざる限は、任意行動し得るもの即ち自由なり、曰く言語の自由、曰く歩行の自由、曰く飲食起臥の自由皆然らざるはなし、而して集會結社の人類、自然の行動なることは、飲食歩行の人類に於けると異なる所なし、且社會を構成し共同の生活を爲す以上は、集會結社の人類に欲くへからざるは謬を得たす、之に因らざれば到底爲す能はざるの事業亦少なきに非ざるなり唯夫集會結社は人類に最も必要なると同時に其社會の安寧秩序を維持し得るの力も亦甚大なりとす、一個人の行動は其害小にして之を防ぐこと亦敷て難からず

5
と雖、多象共同の行動は其社會を害することあるに當りて之を防制すること決して容易ならず、是を以て集會結社の自由は之を認めざるへからざるも社會の安寧秩序を保つ爲めには必要なる限に於て之を制束すること實に止むを得ざるに由り、然れども集會結社の自由は之を尊重せざるへからざるを以て、之に對する制束は之を行政官の手心に一任すへからざるものあり、集會結社の制限は、法律を以てせざるへからざるは即ち之か爲なり、而て憲法第二十條に日本臣民とあるは外國人は此保障を蒙らざるに因る、即ち外國人に對しては、如何なる制限を加ふるも憲法上差支なきなり、尤も國際條約に依りて、日本臣民と同一の取扱を爲すと規定せる外國人に對しては日本臣民と同様の取扱を爲さざるへからず、又其然らざる外國人に對し、法律の規定に依りて日本臣民と同一の取扱を爲すことも亦固より妨

6
なレ治安警察法は第六條の規定を除くの外總て内外人の區別を
存せざるなり、

第二章 結社

結社なる語は、羅匈語の「アツンチア」より來る、「アツンチア」
チオン」の意義たる極めて廣きも、其中の一種即ち結社なり、其
字義を廣く解すれば、或る目的を遂ぐる爲に、自由の意思に依
りて、互に結合せるものを總稱し、唯公法上の原則に依りて組
織し、且公法上の強制権を有せる團體即ち國家市町村の類を取
除きたるものなり、故に商會社、民事會社又は其の他の組合、
協會専私法上の關係より成れるものも亦總て「アツンチア」
の字義中に包含す、而て結社は私法上の關係に非ずして、公法
の規定に準小ものを云ふ、即ち結社とは一定且共同の目的を遂

行するか爲め多数の繼續して結合する各種の團結を云ふ更に之
を細説せば尤の如し、

一定の目的 目的なきれば結合なし、既に結社たる以上は必ず
一定の目的を有す、目的は主たるもの從たるものありと雖、之
を一括して結社の目的と云ふ、故に主たる目的にして政事に關
するものなれば、之を政社と認むべきは論なきのみならず、從
たる目的政治に關する場合に於ても、之を政社と認むるなり、
但目的は本來存在すべきものなるを以て、偶発の云々は目的以
外に屬す、本来計畫せる行動に非ざれば、縱令意思を以て行動
するも、未だ結社の目的に由るものと云ふを得ず、例は醫學上
の研究を爲す結社ありと假定せよ、學問上の研究は一定の目的
なり、然るに偶々時の必要に感レ政府に對して帝國議會に或事
件の豫算を提出せられたしと建議することあるも、其行為は本

来の目的に非らず、故に此あるか爲に直に之を政社なりと認む
 ることを得ず、尤も結社の目的は一定不動なるを要せず、初は
 學術研究の目的なるも、中途政事上の運動を目的とするに至ら
 ば、一変して政社たらん、乃ち醫學研究を主として成立せる結
 社か、若し政治上諸般の行動を爲し、少くとも其結社の爲たる
 目的と看做すを得るに至れば即ち之を政社と認むるを得へし、
 要するに政社たると否とは現在の目的に依りて、之を認定せさ
 るへからざるなり、抑認定の標準如何蓋目的とは一定せる希望
 の成効を期するものに外ならずるを以て、結社か或結果を期す
 るの意思を以てする行動に依りて、其目的を知ることを得へし、
 然とも積極的行動は必しも之あるを要せず、未だ何等の行爲を
 爲せざる結社の意思或事件の遂行を期するに存せば、他の事實
 に依りて事實を認定することを妨けず例は組織以來來た行動を

為せざる結社に對し其社員の結社以前に於ける打合協議等の事
 實に依りて該結社目的の在る所を推断するか如き是なり、而て
 政事上の目的を有するや否やに關し、最後の断定を與ふるは、
 裁判官にして行政官に非ず、何則審事者が政事上の目的を有す
 るに非すと主張する場合に於て、係争事實の確定は、罰則を適
 用する刑事判決の確定を以てすへきものなればなり、余は結社
 の定義中繼續したる結合ならざるへからすと云へり、或る學者
 は繼續せる目的あるを要すと説けるも目的は必しも繼續するこ
 とを要せず、目的は一時限にして且時時変更せらるることある
 也、其結合に繼續の事實あるに於ては之を結社と論するを得る
 なり、

共同の目的 別段説明を要せず、共同の目的なれば結合の事實
 生し得へからざるに因る、而て結社員中結社の目的と異なるる

目的を有することあるも、結社の目的は爲に変更せらるることなし、例は學術研究の結社ありとせよ、社員中之を政事運動に利用せんと試むるものあるも、其未だ利用せられざる間は、其同の目的則ち依然たるなり、

多衆 此語は歐洲に於ても屢々議論を生じたることあり、例は佛國刑法は二十人以上を以て多衆と認めたり、普漏西にては集會政社法制定に際し、二十人は少に失するを以て五十人とせんとするの議ありしも成らず、結局法律には多衆と記載して制限を設けざるに終り是に於て多衆の解釋に關する、法律上の争論は帝に絶えず、遂に八人を指して、多衆と稱するを得るや否やの問題起り、裁判所は之を多衆と判決せり、然れとも八人以上に非ざれば、多衆に非すと謂ふの意に非ず、若し當時の刑事訴訟事件にして、四人若くは五人の集會に關するものなりしや

らば、如何なる判決を爲せしや知るべからず、而して獨逸普通法の原則は三人を以て多衆と認む、果して三人を多衆とせば何故に二人は多衆ならざるや、是に於て獨逸の學者は断定して一人にあらざるもの即ち二人以上を以て、多衆と認むるに至り故に普漏西王國集會政社法の所謂多衆は、立法當時の五十人説より進んで、終に學者の二人説に歸したるものと謂ふべきなり我國にては従来の集會及政社法に於ても、亦今回の治安警察法に於ても、多衆なる語の解釋を下さず、法律上の意義として二人以上を多衆とするを適當なりと信ず、然れ共實際の適用は大に考慮を要するものあり、普漏西に於ても法律の解釋としては二人以上を多衆と認むるに拘らず、實際猶ほ之より多數の會同者ある場合に於て國家の安寧秩序を維持するに必要なる程度を標準として法律を適用せり何則集會政社法の精神は二人以

上の者を取締るに非ずして、二十人三十人以上の者を取締るに在ればなり、我國法律の適用に就ても普滿西と同一の精神を以てせんことを望む。

繼續 繼續を要件とせるは集會と區別ある所以なり、集會は一度限たるを妨げざるも結社は必ず繼續のものをらざるへからず、但必ずしも永久に渉るを要せず、時間の長短を問はず、繼續の事實あるを以て足れりとす。

結合 結合は合意に依て成り、合意あれば即ち足る、集會に於けるか如く、必ずしも或る場所に或人の會同するを要せず、單に文書の往復又は中間人の紹介に依り亦結合を爲すことを得るなり、合意は社則規約を以て之を證するを尙とするも、法律上必しも書面契約を要せず、又口頭の明言なきも拳動に依て合意することを得、例は領首拳争するか如し、治安警察法は政府に

對して、便宜上社則を設けしむるの規定を設くるも社則なきを以て結社に非すと云ふを得ざるなり、故に一定共同の目的を認定するには社則に憑るを便とするも、決して之に拘泥すへぎに非ず、真相の認定は警察官の觀察に待たざるを得ざるなり、合意は如何なる時期に於て成するやは事實上の問題に属す、例は同志を募り、其他結社組成の計畫を爲すも、共同の目的一定せざる間は、未だ結合あるものと認むることを得ず、疑はしき場合には成るべく寛大の方針を取らんことを望む、合意は必しも結社組成の當初に於て之を爲すを要せず、或る社員が結社組成の後に至りて加入し以て合意を表することを得るなり、

結合には法律上必しも機關を要せず、即ち必しも一定の役員及組織を要せず、普滿西には結社は或る統轄者の下に立つを要すとの裁判例あれとも、學者中反對者あり、其必要を認めざるの

説與論たるか如し余は治安警察法の解釋上亦機關を要せざるの
 説に左祖す、唯夫一定の組織を爲し一定の役員を置くは、獨り
 結社の爲に便なるのみならず取締上より見るも便利少なからざ
 るへし、本法第一條政社に關して主幹者を設くることを規定せ
 るは即ち之か爲なり、然とも一定の機關を以て結社の要件と爲
 せざるの趣旨は第十一條中主幹者なき場合に於ては、警察官の
 認めて主たる社員と爲す者、尋問に答ふべきの規定あるに因る
 も亦明かなりと信するなり、但實際法律を適用するに際しては、
 一定の機關あるもの即ち其組織を定めて役員を置くものにして、
 始て之を結社と認むるを穩當とすべきなり、
 結社は必ずしも獨立不羈のものなるを要せず、例は數結社互に
 委員を出し、其委員互に結合して、共同の目的を遂行すること
 を計り、其目的繼續的存れは結社と認むるを得へしへ政社連結

の禁は治安警察法に因て廢止せらる我國集會及政社法の母法と
 も稱すべき普漏西王國集會政社法中政社連結を禁するの條項も
 千八百九十六年伯林警視總監が同時に社會黨の六結社に適用レ
 て解散を命しをる結果、遂に國會の爭論と爲り、國務大臣は議
 場に於て之^再を適用せざることを命し、尋て千八百九十九年十二
 月十一日獨逸帝國單行法律を以て「内國に於ける各種の結社は
 互に連結することを得、各邦の規定にして本法に矛盾するもの
 は之を廢止す」の規定を設くるに至りたるは、東西同時に同一
 の立法を爲したるものにして奇と謂ふべきなり、又他の一例を
 基くれば結社の本部は外國に在り、日本に其支部を設くる場合
 に當り日本政府は外國の本部に對して警察權を行ふことを得ざ
 りとも、在日本の支部に對しては結社として之を取締ることを
 得るなり、

單に結社たるのみにては未だ法人と認めらるるの限に在らず、法人と認められざるを以て、結社として財産を所有すること能はず、若し之あらば結社員の共有物にして、而て其負債は實際債務を負ふの合意を為したる人の負債に帰す、固より結社に對して有効に起訴することを得ず、主幹者は單に社員共有財産を管理するものにして、其権義を代表するものにあらず、但し結社にして同時に法人たるの場合亦之なきにあらず、民法第三十四條に、

祭祀、宗教、慈善、學術、技藝、其他公益に関する、社團又は財團にして營利を目的とせざるものは主務官廳の許可を得て之を法人と爲すことを得

とあり故に治安警察法の所謂結社も、亦民法に依り法人たることを得るの場合あるなり、

第三章 政 社

治安警察法は一般の結社に関するものにして、獨り政社に関するに非すと雖、政社に就ては最も其取締を嚴重にするの主旨を以て規定せり、

政社とは政事に關する目的を以て組成せる結社を云ふ、而て政事の意義は廣狹兩義の解釋あるも、余は狹義に解するを至當なりと信ず、政事とは原語「ポリテイク」にして、希臘の「ポリテイヤ」より来る、「ポリテイヤ」は國家の義なり、政事とは原と國家なる語の形を換へたるものにして、治安警察法の所謂政事も、同一の意義に解釋して妨なし、即ち國家の政務に關する事項、例は國家の立法、國家の行政、國家の外交、國家の經濟に關するもの如き是なり、社會問題に就ても亦同し、例は工場取締法を

設くるか如き、又労働者の年齢及労働時間等を規定するか如き、凡そ國家の立法に關するときは、其事項は政事に涉るなり、又人民の權利を主として立論する場合に於ても、例は行政裁判法改正を目的とするものは亦政事に涉るなり、之を要するに、事苟くも國家の政務に關する以上は、之を政事に關するものと認定すべきなり、但國家が私法上の主格となりて爲す所の諸般の行為は、民事にして政事に非らざるを以て、之を政事と看做することを得ず、縱令國家の一部分なるも、府縣郡市町村に關する事項は政事に非ず、但し施て國家の政務に關するか爲に、之を政事と認むるの場合、又其例に乏からず、例は或る種類の市町村事業に付、政府の覆置を論し、又は國庫の補助を議するか如きは、政事に關する行動と謂はざるを得ず、宗教に於けるも亦同し、宗教は政事にありざるも、宗教法宗に就て運動すると

きは、政事上の運動なり、且夫一の事務にして甲國は國務と爲し乙國丙國は市町村の自治務又は私人の業務と爲すことあり、又同一の國に在ても、或る時代に於ては之を國務と爲し、或る時代に於ては之を市町村又は私人に放任することあり、故に政事の範圍は地と時とに隨て、廣狹の差あるものと知るべきなり、我國にては、従来政社と政黨との區別明ならず、世間亦殆ど同一の意味に用ゐる未だれり、例は裁判所構成法第七十二條に判事は在職中尤の諸件を爲すを得すと規定し、其中に英ニ政黨の役員又は政社の社員となり、又は府縣郡市町村の議會の議員と爲ることとあり、又行政裁判法第四條には、長官及評定官に就て、理事分限令第九條には、理事に就て同一の規定あり、然るに此規定中、何をか政黨と言ひ、何をか政社と稱するかは之を明にせず、抑我國にては、憲法制定以前より政黨或之しるるも、其

當時何人も之を政社と呼びたることをし、思ふに英吉利、亞米利加、其他歐羅巴諸國に政党あり、而て其政党は政治上に強大なる勢力を有することを自撃して、之に倣ひて政党を組成せしものならん、然るに、之に對する取締法を設くるに當り、亦歐洲の事例を參酌せり、即ち歐洲に在りては政党に對して殆ど取締を為さず、取締は政社たるに至りて始めて之あるなり、加之政社に對してすら、全然之が取締法を有せざる國あり、我立法者は歐羅巴の政社に関する規定を參照し、殊に範を普瀋西に取れり、是に於て政社を規定して政党を規定せず、政社の名稱爰に始まれり、而て其適用に至りては、歐羅巴にては政党に政社の規定を適用せざるも、我國にては當時政社なく、而て我國の政党は却て政社に類する所あるを以て、政社法は直に之を政党に適用せり、然らば歐羅巴にて政党と稱するものは如何、其状

國の政黨と異なる點は如何と云ふに、所謂政黨なるものは、政治上の主義に關して其意見思想を同ふせる者の仲間を云ふ、茲に數人ありと假定せよ、甲は保守主義、乙は自由主義、丙は社會主義と云ふか如く、各自ら主義に依りて政治上の意見を異にし、又之に因りて政治上の意見を同くす、意見の同しき者相聚會して、社會に對して党派を作る、之を政党と云ふ、畢竟意見思想を同ふする同類を稱するものにして、政社に於けるか如く契約に依りて合同するの程度に進步せず、固より政黨員の名簿なく、加入退去等の手續を要するに非ず、又除名の處分を爲し得へぎに非ざるなり、歐羅巴には党會を開くことあり、然とも別に社員なるものなく、苟くも其党の意見に賛同する者は、何んにて之に臨席することを得、政に英吉利に開會するや、獨逸、奧地利等より出席することあり、佛蘭西に開會するや、伊

本利、端西等より参集することあり、又一國一地方限にて開会さ
 ることあり、而て何れの場合に拘らず同一主義者たる有志者は、
 總て参會することを得るなり、且黨會は其時期と其黨の勢力と
 に四り政治上に輕からざる影響を及ぼすことあり、又政黨には
 首領を置くことあり、唯其首領が政社の首領と異なるの點は、政
 社の首領は規約其他に依りて定まるも、政黨に於ては、其黨派
 中最も勢力ある者自ら首領の地位に立ちて他を指揮し、他も之
 を推して其命を奉ずるに過ぎず、尤既に首領ある以上は、其下
 に隷屬の役員なかるへからず、即ち或は書記或は幹事等を置く
 ことあり、或は地方に支部を設け、其支部にも亦役員を置くこ
 とあり、從て黨の主義綱領を定め、政治問題に就て黨の意見を
 定め或は之を書冊と爲し、或は之を新聞紙に掲載し、或は公
 開の演説を爲す、殊に議員の選挙に際しては、最活潑の動作を

爲すを常とす、且歐羅巴に於ては、各党大抵機關新聞を有す、
 加之或は黨員の職名に依り、或は其他の收入に依りて財産を所
 有し、殆ど結社と異なるものあり、唯結社と異なる所以は、
 結社は社員相互の合意に依りて成之し、隨て合意せる事項は之
 を社員に強制することを得ると雖、政黨は同意見者の相朋黨す
 るに過ぎざるを以て、或行為を黨員に強制することを得ず、政に
 職金の如きも眞の義捐にして、合意に基きて、徴收するものに
 あらざるなり、今翻つて我國の状況を見るに、政黨の組織は歐
 羅巴の政黨に倣へるものの如しと雖、歐羅巴にては人民各自政
 治上の意見を有するを以て、別に勸誘を要せず、自然に政黨の
 成之を見ることあるも、我國にては國民の政治思想、猶ほ幼稚
 なるが故に黨派の成之は有志者の勸誘に因らざるはなし、其承
 諾するや直に其代名を名義に上げせ以て論はざらんことを期する

は亦宜なりと謂ふべきなり、此の如くにして自由黨あり、此の如くにして改進黨あり表面上我國には政黨ありて政社なしと曰ふも、其政黨は寧ろ政社の實あるものと謂ふべし、警保局に於ては従来政黨と政派を區別せり、政黨員は黨員名簿に記載あるものにして、政派員とは單に主義を同ふするのみにて、名を名簿に列せざるものを云ふ、例は甲某は自由黨にして乙某は自由黨なりと稱するか如し、其所謂政黨は則ち政社にして、其所謂政派は則ち政黨なり、従来政黨に對して政社法を適用せしは、當然なりと謂はざるを得ざるなり、然り而て裁判所構成法、行政裁判法、及理事分限令に、判事若くは行政裁判所長官及評定官若は理事は政黨の黨員又は政社の社員たるを得ずとあるは當時未を用語の一途せるものあらざりしを以て、黨員社員を併記して、以て遺漏なきを期したるの注意に外ならざるべし、但

既に此の如く明記せる以上は、判事、行政裁判所長官、評定官及理事は、經令政社に加入せざるも、凡政事上の意見を遂行するか爲に、政黨の黨員と爲り、黨會に出席し、其黨に輿金するか如き、他人と共同の運動を爲すの行爲あることを得ず、尤政事上の意見は、人類の自ら之を有するものなるを以て、積極的行動を爲さずして、單に或る政黨の意見に賛否を表するは、他に特別の規定あらざる限、各自の自由に屬せざるを得ざるなり、
第十五條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ

議員議事準備ノ爲ニ相團結スルモノニ

對シテハ第一條及第五條ヲ適用セズ

25 第一條は届出に關し、第五條は或種の政社に加入するを得ざることに關す、此規定は外國にては殆ど規定を要せず、何れの際

會にも黨派ありて、左には社會黨、右には保守黨、中央には中央黨と云ふが如く、議席に従て自ら黨派を異にす、此黨派別に依りて、議事準備の爲めに集會を開き、或る議案に對する方針を決定するは、議員の職務を行ふに就て、當然の行為なりと認めらる、政に其會議には議長あり、書記あり、又其主意を編纂することあり、又議場を決議する代表者を送ふことあるも、之を政社と認めずして、單に之を「フランクシヨン」と稱す「フランクシヨン」とは議會の議員が充溢別に依りて團結するを謂ひ、政法を適用せざるを例とす、我國の實際に於ても、或は衆議院の何何俱樂部と稱し、或は貴族院の何何會と稱するものの如きは、從來政事上の結社として取締りたることなし、然とも仔細に之を察するときば、某俱樂部某會は大憲政社たるの條件を具へ、政社を以て論し得らるは無し、從來法律を之に適用せざり

しは、實際必要を認めざるに由りしと雖、新に法律を制定するに當りては、例外は明に例外として規定せざるべからず、是れ本條を設けたる所以なり、

第四章 政社ノ届出

第一條 政事ニ關スル結社ノ主幹者(支社

ニ在リテハ支社ノ主幹者)ハ結社組織ノ

日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及其

ノ主幹者ノ姓名ヲ其ノ事務所所在地ノ管

轄警察署ニ届出ツヘシ其ノ届出ノ事項

ニ変更アリタルトキ亦同シ

第十九條 第一條ニ違背シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ第一條ノ盾去ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フヘシ

(英二項零ス)

第三十五條 第十一條 第一項ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第二項ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其求ムル席ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

結社就中政治上の結社は、多衆團結の力を藉りて行動するものなるを以て、其勢力侮るへからざるものあり、殊に政治上の結社にして其勢を逞くするに至らば、國家の外に國家を作ると同一の觀を呈し、施て國家の安寧秩序に影響すること少からず、政治上の結社に對して、特に嚴重なる取締の規定を要するは則ち之か爲なり

治安警察法は政社に對して先づ届出の規定を設けたり、結社は
 第十一條に依り警察官の尋問に對して、如何なる事項に關して
 も、明細に之に答ふるの義務を有するも、政社に在りては、尚
 ほ之を以て足れりとせず、更に第一條の規定を設けて、維令警
 察官の尋問なきも、自ら進んで一定の事項を届出つべきことを
 定む、第十一條に尋問に答ふべきことを規定し、又第一條に届
 出の規定を設けたるは、凡そ結社の行為は國家に對して公然と
 るものなりざるを得ず、國家は又其行為に就きて明細に之を知
 り居らざるを得ざればなり、
 抑或文の社則なきも、又一定の社名、一定の事務所若は主幹者
 なきも、苟も結社の實あるに於ては、之を結社と認めざるを得
 ずと雖、政社に關しては特に取締上の便宜を計り、社則社名を
 定め、事務所を設け、主幹者を置かしむるの規定を設けたるを

31
 以て、政社は此等の事項を具備する義務を有するなり、要する
 に社則、社名、事務所、主幹者ありて始て政社と認めらるるに
 あらずして、政社は社則、社名、事務所、主幹者を定めて、之
 を届出するの義務を有するものなるを以て、政社にして此等の事
 項に欠くる所あれば、警察官は督責して、法律上の義務を履行
 せしむべきなり、法律上の解釋は此の如くならざるを得ず、若
 夫實際の手心に至ては頗る斟酌を要するものあり、元來治安警
 察法を設けたるは、國家の治安秩序を保持する爲め、必要なる
 取締を爲すに在ると以て、法律の適用も亦必要なる範圍を超越
 すべからざるなり、之を換言せば、免支なき限り寛大なる處置
 を要するなり、是れ諸君の如き警察官に對しては、切に賢慮を
 請はざるを得ざる所とす、乃ち第一條を適用するに方りても、
 社名もなく事務所もなく、社則もなく、役員もあらざるの結社

は、其勢力亦隨て微微たるものにして、之を放任するも大害は國家の安寧秩序に害なかるべきを以て、必要止むを得ざる場合を除くの外は、親令届出を爲さざるも不問に對せんことを望む、即ち實際に於ては、社名あり、社則あり、事務所あり、役員ありて、始て之を政社と認むるを總當とするの場合多かるべし、又之を政社と認むる場合に於ても、届出なきを以て直に刑事に訴追するを要せず、先づ一應届出を爲すへき旨を説諭するの取扱と爲すへきなり、

主幹者 集會及政社^法には役員とあり、苟くも役員たる以上は、悉く其姓名を届出さるべからざりしも、此の如きは頗る煩雜に渉るのみならず、又取締上必要なきを以て、治安警察法は主幹者と改めたり、主幹者とは政社に關し、官廳に對する届出等の責任を負ふ人を云ふ（民法上に於ける法人の代表者と同一の責

任を有せず）故に政社の總理若くは總務委員の如きは、勿論之を主幹者と稱するを得べく、又別に相當の人物を挙げて主幹者と爲すも不可なかるべし、唯法律上の主幹者は、同時に事實上の主幹者をらざるべからず、故に政社が實際責任を負ひ得ざる人物を、主幹者なりと稱して届出つることあるも、警察官は事實に依りて審査し、實際の主幹者を届出せしむることを得、要するに主幹者を届出しむるの必要は、主として政社成立届出後に於ける届出事項の変更を届出しむるか爲め、其責任者を定め置かしむるに在り、若夫れ政社の總理、若くは總務委員の如きは、親令其姓名の届出なきも、警察官は視察上平素に於て之を知悉し居らざるべからず、畢竟届出は、尋問通知等を要する場合に於ける便宜を謀るに過ぎざるなり、尤も治安警察法第十一條に於て結社に於て警察官の尋問を受くるときは、主幹者、發起人又

は警察官の主たる社員と認むる者之に答ふへしとあり、故に尋問の場合、警察官は獨り主幹者に對してのみ、之を為さざるべからずと限るに非ず、政社以外の結社に在りては殊に然り、集會及政社法第二十條には、政社にして支社を設くるときは總て政社の規定に依るとありしも、治安警察法は、之を略し單に第一條に括弧を設けて、支社に在りては支社の主幹者と規定せり、而して此規定に因り、支社の獨之を認むるの精神も亦明なるを以て、第五條第六條第七條第八條第十一條等凡そ結社に關する規定は、總て支社に通用せらるるものとす、
 結社組織の日よりとは、集會及政社法第二十一條の規定を改めをまきり、同條第二項に於ては、政社は組織後三日以内云々とあり、組織の日より起算するや、將を其翌日より起算するやに就ては、從來互に解釋を異にし、裁判所の判決亦一途せざりし

を以て、治安警察法は政社組織の日より三日以内とし、以て其日を包含せしむるの意を明にせり、
 第十九條に依るに、届出を為さざるものは罰金に處す、之を為すも實を以てせざるものは更に重き罰金を以てす、即ち一は不行爲を罰し、一は行爲を罰す、不行爲犯に對する訴訟時効(刑事訴訟法に定むる時効を假しに訴訟時効と稱し刑法に定むる執行時効と區別す)と、行爲犯に對する訴訟時効とは其計算を異にす、即ち不實の届出を爲したる行爲は、届出を爲すときに於て時効を計算する亦届出の時よりすべしと雖、届出を爲さざる不行爲は、届出の義務を有し且届出を爲し得ると拘らず、届出を爲さざる間繼續するなり、故に結社組織の日より三日内に届出せる場合に於て、第三日の經過し了りたる間隙に於て犯罰は成立せり、而して第四日目に於て結社の獨存續するときは、

依然届出の義務を有し又届出を為し得るを以て、若し四日中に届出を為さざるときは、未だ訴訟時効の起算を為すことを得ず、五日目六日目に於ける亦然り、時効は三日を経過したる以後に於て届出を為したる日、又は結社の解散若し其勢力を失ひたる日より起算するものとす、(我國判決は之に反するものあり)

社則 社則を外國語にて届出するものなきを係せず、獨逸の裁判例に依るときは、社則は必ずし獨逸語にて差出すを要すれども、余は我國の法律を解釋するに獨逸の裁判例に依ることを得ず、抑、官廳に差出すべき願届文書は、我邦語を以てせざるべからずと雖、届書の本書にありしして、参考の爲に添附すべき書類は必しも邦語たるを要せず、社則の如きは結社に関する契約書に外ならずるを以て、既に外國語を用て書面契約を締結するの自由を認めたる以上は、同時に外國語の社則を届出ること許さ

ざるを得ず、此場合に於て翻譯書を差出すことは却て法律の主旨にあらす、法律は翻譯書の届出を以て満足せず、必ずや契約の本書を差出さしむるの主意に在るなり、但本書に添ふるに譯書を以てするものは、参考の爲に受理し置くを妨げず、其事務所所在地の管轄警察官署に届出つへし、即ち事務所二箇所以上ある場合には各々其管轄警察署に届出てざるべからず、管轄警察署とは、警察分署をも包含す、其届出の事項に変更ありるときは亦同し、即ち此規定中にも、三日以内に主幹者より届出を要する意味を包含せり、

集會及政社法第二十一條には、社員名簿の規程ありしむ、治安警察法には之を廃止したり、合意に依りて成立する團體たる以上は、合意の當事者たる者の姓名は明瞭ならざるべからずと雖、從來法律にて定めたる名簿は、法律上の責を塞ぐに止まり、實

際確實を缺くもの多く、取締上信を措くに足らざりしなり、既に
第十一條に依り、警察官が社員の名を尋問し得る限は、後
を告朔の餼羊たる名籍を存するの必要なし、故に其規定を廃止
しざるものとす、

集會及政社法には、前項の届出ありたるときは、警察官は直に
其領收證を交付すべしとあり、集會に關しても亦同一の規定あ
り、然るに治安警察法は、其規定を廃止せり、蓋し領收證を交
付する理由は、第一警察官其結社に臨むも、届出の有無に就き
疑あるときは、領收證を示さしめて之を知るの便宜と、第二は
届出人をして届出を怠したる證左を有せしむるに在り、而して
今之を除きたるは、第二の理由に對して、警察官は領收證を見
て始めて届出の有無を判知するか如き必要なく又第二の理由に
對しては、届出の證據としては、警察署の文書を援用すること

を得ればなり、

第五章 結社權ノ制限

第五條 尤ニ掲クル者ハ政事上ノ結社ニ加
入ルコトヲ得ス

- 一 現役及召集中ノ豫備後備ノ陸海軍軍人

二 警察官

三 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

四 官立公立私立之學校ノ教員學生生徒

五 女子

六 未成年者

七 公權利奪及停止中ノ者

(二項及三項略ス)

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ政事上ノ結社ニ加入シ又ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第二十二條 第五條又ハ第六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス 第五條又ハ第六條ニ違背シ入社セシメタル者亦同シ

結社中政事に関するものには特別の制限あり、第五條及第六條亦其一に居る

第一 現役及召集中の豫備後備の陸海軍軍人には、政事上の結社に加入することを許さざるなり、蓋し政社の運動は、軍隊の紀律と相容れざるものあり、獨り政社の運動のみならず、凡そ政事上に関して、軍人は宜く緘黙すべし、妄に喋喋すべからず、軍人は絶對無限に上官に服従して、生死も顧みざる義務あるを以て、意見の向ふ所に従つて自由の行動を爲すことを許さず、國家の政事を論議して、軍隊に盡すべき奮然の義務を忘却するは、陸海軍服務紀律に抵触する所なり、陸軍刑法第二百十條は、軍人政事に関する事項を上書建白し、又は譁談論議し、若しくは文書を以て廣告する者は、一年以上三年以下の懲禁錮に處すと規定す、海軍刑法第二百十六條にも亦同一の規定あり

唯陸軍刑法及海軍刑法には、政事上の結社に加入することを掲げざるを以て、治安警察法に規定を要する所以なり、

其二 警察官も亦政事上の結社に加入するを得ざるなり、抑々警察官は不偏不黨、公平に職務を執行せざるべからず、然るに若し或る一派の政社に加入せんか、之に對峙する他の政社に對して、不公平なる處置を爲すことあるは、蓋し人の常情なり、又縱令公平に職務を執行するも世間之を不公平の處置なりと臆断することなきを保せず、而て其結果化の警察事務に容易ならざる障害を来すことあるは、復た喋喋を要せざる所とす、是れ警察官の政社に加入することを禁ずる所以なり、

衆議院議員選挙法、府縣制、郡制、市制、町村制、北海道區制、北海道一級町村制、北海道二級町村制、沖縄縣區制等に依れば、警察官は其各法令に規定せる議員たることを得ず、即ち被選の

資格を有せず、治安警察法に依れば、警察官は政社に加入することを得ず、是に於て警察官の如何なる官吏なるやを説明するの必要あり、警察の定義は今之を説くの必要なし、而して警察權は、上國務大臣より下島司、郡長に至る迄、各其主務に關して之を有せざるはなしと雖、爰に警察官と稱するは、警察權を有せる各官吏を曰ふに非ず、若し警察權を有せる官吏を、總て警察官なりと曰はば、行政官廳を代表せる行政官吏は、警察官ならざるはなきに至るべし、加之裁判官は法廷内に於て、議會議長は議場内に於て、或る範圍の警察權を有するを以て、亦警察官なりと謂はざるを得ざるべし、然れとも此に所謂警察官は、此の如き廣義のものにありざるや固より論をなし、蓋し所謂警察官とは、警察權を有せる各官吏を稱するに非ずして、警察權の執行者を曰ふなり、然れとも警察權の執行者は、悉く警察

官なりと謂ふことを得ず、例は森林官吏、鑛山官吏、稅務官吏、尋警權の執行を掌るの官吏に乏からずと雖、是等の官吏は、所謂警察官と謂ふことを得ず、憲兵は主として軍事警察權を執行し、兼て其他の行政警察並に司法警察の執行に當るものなれども、是亦所謂警察官に非ず、畢竟各應議員の送答及政社に關して、警察官に特別の規定を設くる必要を認めざるは、警察官は、一般に送答若しくは政社の取締に任ずるか爲に外ならず、故に所謂警察官は、警察權執行官吏中特定の警察事務に當る者を除き、一般に警察事務の執行を掌る者を稱するなり、然らば今日の制度に於て、所謂警察官と稱するは、警視、警部長、警部等に於て、巡查も亦警察官と稱するを妨けず、英國の「コンステイブル」「ハイコンステイブル」の如き、獨逸の「ジマンデルメリー」「ガマインデポリツァイジーネル」「シュツマン」「ワハトマイステル」「ポリツァ

イマフヒチール」の如きは、即ち所謂警察官なり、警視總監は、官名及服制上警察官たるか如き觀あるも、其身分他の警察官と大に異なる所ありて、東京府に於ける警察行政事務の管掌者なり、之を警察執行官と稱せんよりは、寧ろ東京府の政務官と稱するに至當とす（獨逸にては大臣、公使、州長官、警視總監、知事、郡長、警察局長、尋警政務官と稱し、任免に特別あり）警視の主事及部長は、或は警視を以て之に充て或は醫者を以て之に充つ、警視は身分上警察執行官なるも、主事及部長の如きは、當時の事務に於て執行官と稱するを得ず、又警察醫長は所謂警察官に非ざるや明かなり、

第三 神官神職僧侶其の他諸宗教師は、政事上の結社に加入するを得ず、抑、宗教家は、政党政派に拘束せらるることなく、超然社會紛糾の外に立て、職務を盡さざるべからざるものなる

を以て、政社に加入することは、紀律上許さざる所なり、獨り神官、神職、僧侶等の紀律に於て、之を許さざるのみならず、政略上亦制限を加ふる必要あり、彼等若し或子宗徒に對して、宗教上の關係を利用し政社の運動を試むるときは、非常の勢力を有するに至るべし、之を換言せば正當に政治上の意見に賛成せしむるに非ずして、迷信的若し異怖的は、其政社に加入せしむるに至るべし、而て其政社が若し國家に不利なる主義を取るものならんには、其結果隨て憂ふべきものあるなり、政略上制限を加ふるの必要ありしは即ち此の謂なり、

神官とは伊勢神宮に於ける諸官を云ひ、神職とは其他官國幣社以下に於ける宮司以下を云ふ、諸宗の教師中耶蘇教其の他外國宗教に關するものは、現今未だ之を定めたる法規あらざるも、明治三十三年内務省令第四十一號に依り、宗教宣布の届出を爲

したる者は、本法に於ける諸宗教師と認定して可なりと信ず、衆議院議員選挙法中の諸宗教師も亦同様に解釋すべきなり。

第四 官立公立私立之學校の教員學生生徒も亦政事上の結社に加入することを得ず、教員は政事に關係なく、即ち政略に顧念する所なく、單純に學問上より教育を爲せしむるの必要あり、又學生生徒も亦他の情念に羈されずして、専心講學せしむるの必要あり、殊に學習の中途未だ思想の堅固ならざるに方りては、政事に卷豫するの却て一生を誤ることあり、故に此規定あり、以上第一軍人、第二警察官、第三神官、神職、僧侶其他諸宗教師及、第四に掲げたるものの内官公立學校の教員、學生、生徒は必しも法律の規定あらざるも、紀律に關する規定、即ち訓令其他の形式を以て、相當の取締を爲し得べしと雖法律に非ざれば罰則を設くることを得ざるなり、罰ありて始て所謂法律に依

りて自由を制限せらるるものとなる、

治安警察法に關係ありざるも、参考の爲めに一言せん、他なし
一般の政社官吏に關する心得是なり、請ふ先普漏西の實例より説か
ん、普國集會政社法には、官吏に對する別段の規定なきも、千
八百五十年五月十一日の訓令に云く、凡そ官吏は規約に依り、
又は實際の行為に依りて、政府に敵対する目的を有する結社、
政府に對して帝に反對の動作を生つる結社へ敵対とは政府を破
壞する目的を有せるものと云ふ反對とは政府の政略に反對する
もの云ふ現行の憲法上の秩序を、破壊せんと企つる結社、
君主に對する忠勤の義務を怠り、及政府を保護せしめて、却て
之に妨害を加へんとする結社に加入するときはことを得ず、若し加入する官吏たる義務に
違背せるものとす云云、又千八百八十二年一月四日の訓令は、
獨逸帝國議會の議員選挙、普漏西の國會議員選挙に關しては、

官吏は政府に敵対する方針を探れる兆候に向つて、投票するこ
とを得ざることを定む、故に官吏にして社会役員を選挙すると
きは、懲戒免職の處分を受くるものとす、其の他右に類する訓
令は一にして是らうす、例へば官吏は社會党の新聞を讀むへから
すと云ふか如き是なり、
俄中近來に於て世人の耳目を驚かした
るは千八百九十九年八月三十一日總理大臣公爵「ホウヘンロー」か
各州長官に與へたる訓令是なり、云く、

國王陛下の政府は夫の國王陛下の政略を代表し陛下の政府の
施政を補翼し且執行すべき官吏の一部にして却て其義務を
十分了得せざるものありし事實を目撃するに至りたるを以て
無限の遺憾とするものなり、

獨り高等政務官のみならず國王の郡長も亦郡内の衆論及人民
の意見に左右せられ其職務上の行動に關し陛下の政府の施

政に對する疑惑を抱くを得ざるは言を得たす元末郡長は政府の明白なる意見を代表し其政略の決行を助け就中重要なる問題に就ては殊に力を竭して政府を助け人民を扶掖して之をして慥る所ありしむるに力むるの本分及義務を有するものとして政に公共の關係に干渉する職務上の地位に在ては如何なる場合に於ても常に陛下の政府の政略を代表し且其の方針に従ひ努力せざるべからず如何なる事情あるも私見に依りて政府の政務を妨害することを得ず否らざれば即ち政府の威嚴因て以て傷けらるへし國務の統一因て以て毀たるへし國力殺かるへし民心惑ふへし凡そ此の如きの禁止は普國行政の歴史に接觸し得て不問に附すべき所にあらず。

吾人は政務官吏が誠意と確意とを以て本訓令の主旨と副ふべきことを知る復た再び訓告を要するに至ることなきを信して疑はざるなり

千八百九十九年八月三十一日伯林

内閣

侯爵 ホーヘンローヘ

今右訓令を発するに至りたる顛末を説かんに、普國に於て運河を開鑿することは年来の悶題たり、昨年即ち千八百九十九年政府は「ライイン」の運河を「エルベ」河に延長するの豫算を議會に提出し、若否決せらるるときは、政府は最後の決心を為すの横標あり、故に昨年八月運河案の否決せらるるや、人人議會の解散を豫期したるも、議會は終に解散せられず、二三大臣の交送を以て落着せり、然るに議員中知事、郡長あり、知事二人、郡長二十人政府案に反對せり、是に於て政府は之に對し、一斉に休職を命し、同時に一般に向て右の訓令を發したるものとす、是れ自ら普國の事例なるも、余は我國の制度亦主旨に於て、異なる

る所なきを信ず、官吏職務規律第一條に云く、凡そ官吏は、天皇陛下及天皇陛下の政府に對し、忠順勤勉を志とし、法律命令に従ひ其職務を盡すべしと云云、且文官懲戒例第二條には、第一職務上の義務に違背し、又は職務を怠りたるべきとあり、而して集會及政社法の規定に拘はらず、政府は従来種種の訓令を出し、官吏の政事に關することと制限しをることあり、又先年内閣（松方總理大臣）は數名の高等官が、政社員と會同して、政府に反對するの決議を爲しをるの爲を以て、懲戒免官の處分を爲したることあり、亦以て、我國官吏の義務の存する所を知るべきなり

第六 女子は政社に加入することを得ず、抑我國の女子は、優良教育其淑徳世界に誇るに足る、此女子をして政事に奔走せしむるは、淑徳を傷るの虞なきに非らず、西洋に於ける女子の

運動は今や極端に達し、世の一問題となれり、我國の女子は未だ此域に進まず、又此弊に陥らず、今日の現況、政社に加入を許すは穩かならずを以て此規定あり、

第六 未成年者は思想未だ熟せず、妄に政事上の運動に熟中するは、終身を誤まるの恐なきに非ず、故に政社に加入することを禁せり

第七 公權利奪及停止者 抑、政社に加入するは、一の公權利に類せるものなり、寧ろ公權利と云ふて可なり、故に公權利奪及停止中の者は、當然政社に加入することを許さざるなり、第六條 外國人 外國人は帝國の政事上に容喙するの權利なし、又憲法に日本臣民の權利義務を規定せるも、一には外國人に對する日本臣民の持權を示したるなり、而て我國情に通曉せざる外國人をして、我國に於て政社を組織し又は之に加入せしむる

は、種々の弊害を醸し、國家の秩序に影響を及ぼすことなきを保せざるを以て、外國人は政社に加入することを得ざらしむ、
 第五條及第六條は政事上の結社に加入するを得ざるの規定なり、而して結社に加入するを得ざる者は、自ら結社を組織すへからざることも亦自ら明なり、故に此兩條に列記せらるる者は、他の結社に加入し又は自ら結社を組織して、結社員たることを得ざるなり、

第五條及第六條に違背せる制裁は、第二十二條に規定す、獨り直接に違犯せる者を罰するのみならず、又入社せしめたる者をも同様に處罰す、第二十二條に於て入社せしめたる者亦同しと規定せるは、刑法總則の從犯の規定にては不充分なればなり、從犯とは或る犯罪を幫助するものなり、結社に加入せしむるは入社を幫助せりと謂はんよりは、寧ろ別個獨之の行為なりと信

す、又縱令之を從犯なりと論し得へしと假定するも、從犯の刑にては、制裁の目的を達すへからず、情に於ては寧ろ加入者より重しと謂はざるを得ず、故に此規定を設けたり、之と相類似せる他の條に於ける亦此例に同し

第六條 公事結社

第三條 公事ニ関スル結社又ハ集會ニシテ
 政事ニ関セサルモノト雖安寧秩序ヲ保持
 スル爲届出ヲ必要トスルモノアルトキハ
 命令ヲ以テ第一條又ハ第二條ノ規定ニ依
 ラシムルニトヲ得

公事とは私事に對するの語なり、私事ならざるものは公事なり、故に政事も亦公事なり、學術、宗教、經濟、社會問題、地方行政、風俗改良、衛生等總て公事たり得ざるは存し、而て公私の区別は事實に依て決せざるを得ず、例は農事に関して一般の利害に關する事項を目的とせるときは、之を公事と謂はざるべからざるも、若し自己の田地を耕作するに就て、隣地主と協議を爲す如き、各自の利害に關する事件ならは私事に過ぎず、學術其他に於けるも亦同し、自己の智識を鍊磨する爲に相聚まるは私事に過ぎざれとも、一般の教育其他に關するときは公事たることを得へし、又政事に關する公事と政事に關せざる公事との別も、亦事實に於て之を定めざるを得ず、例は教育は本来公事に過ぎざれとも、若し教育制度に關するときは公事中の政事たり、宗教も亦同し、宗教制度に關するに至れば政事たり、而て

57
政事公事の区別は、時代と國とに依りて範圍を異にすることは、第五章に論じたる所の如し、外國の法律にては凡そ公事に關する結社集會は、届出に關して政事上の結社集會と同一の取扱を爲すもの多し、然とも公事は範圍頗る廣漠にして、總て届出を爲さしむるは煩密に過ぐるの感なきにあらず、又取締上の必要を認めざるなり、故に治安警察法は、政事以外の公事に關する結社は、治安秩序を保持するため必要なる場合の外届出を爲さしめず、其をして届出を爲さしむることは、必ず勅令又は其他の命令に規定せざるべからざらん、而て届出を要すべき公事結社を、法律に列記せずして、之を命令の規定に委任したるは、若し之を列記するときは、却て脱漏の恐あると同時に、一方に於ては時情に依り届出を要せざるに至れる種類の結社も、亦法律の規定を墨守して届出を爲さざるを得ず、爲に嚴密に過ぐる

ことあるを以てなり、
 從來に在りては獨り政事に関する結社集會を取締るの必要あり
 たるに及し、今や時勢の變遷に伴ひて政事以外に結社集會の取
 締を要するに至り、宗教に、社会回返に、教育に、衛生に、
 市町村行政に皆是然らざるはなし、是等三條を設けて、行政官
 廳として臨検實際の必要に應せしめんとする所以なり、

第七章 結社ニ對スル制限

第七條 結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議會
 ノ議員ニ對シテ其發言表決ニ付議會外ニ
 於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設クルコ
 トヲ得ス

集會及政社法にも同一の規定あり、唯其異なるは集會及政社法
 には結社は法律を以て組織したる議會の議員云々とありしを、
 本法は法令を以て組織したる議會の議員云々と改めたるに過ぎ
 ず、北海道区制同一二級町村制並沖繩縣区制同間切島規程等命
 令の規定に依り、組織せる議會あるを以てなり、本條には罰則
 なく、強制の途なきか如きも警察權を以て此の如き類定の削除
 を命し、肯かた此は最終の手段として、結社を禁止することを得
 ざるを以て、第七條の精神は事實に於て之を貫徹することを得
 へし、

59
 本法は憲法第五十二條の如く、獨り帝國議會の議員に與するに
 非ず、凡そ法律命令を以て組織せる議會の議員に對しては、何
 れの場合に於ても之を適用することを得、抑結社の自由は憲法
 之を認むれども、議員の公職を行ふは、亦立憲政の本旨に於て

之を重せざるべからざるを以て、一方に於て結社の自由を認むると同時に、議員の公職を行ふことを妨ぐるの行為は、法律を以て防制するの必要あり、是れ本條を設けたる所以なり、

第八章 結社の禁止

第八條 安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若クハ群衆ヲ制限禁止若クハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得
 結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於

テ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

凡そ結社は公事結社たるも、政事結社たるも其他の結社たるもを問はず、安寧秩序を保持する爲必要なる場合には内務大臣に於て之を禁止することを得、集會の制限禁止解散は、之を警察官の職權に委ねるも、結社の禁止は其手續を鄭重にし、内務大臣の職權に屬せしむ、安寧秩序を保持する爲必要なる場合とは、安寧秩序を妨害するの恐ある場合より適用の範圍廣し、安寧秩序を妨害すると云はば、其結社が安寧秩序を妨害するものなりと見るべからず、安寧秩序を保持する爲必要なる場合とは、結社其者が安寧秩序を妨害する場合に勿論、又雖令結社其者は安

安寧秩序を妨害することなきも、諸般の情況に依り、其結社あるが爲に安寧秩序の保持を妨ぐるの恐あるとき亦其適用を及くるなり。例は結社の目的は極めて穩かなるものにして、安寧秩序に害なく又其行爲も非難すべき點なしとするも、偶々其地方人の動亂に依り、其結社あるが爲に紛擾を起し、騷擾を致すの恐あるときは、結社其者は安寧秩序を妨害するに非ずして、結社の存立が偶以て、安寧秩序の保持に妨害を来すなり、此の如き場合には、結社に取りては甚る迷惑なるも、全体の安寧秩序を保持する爲に、國家は之を禁ずるを得るなり、但し是れ已むを得ざるの處分なり、即ち國家は保護するの義務を有する所の結社を、保護する能はずして、却て自衛の爲に之を禁止するなり、法律は命令権能を認むるも其適用は最も慎まざるを得ざるなり、

結社にして民法上の社團法人たることあり、民法第三十四條に云く、

祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ関スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

而して民法第七十一條に云く、

法人カ其目的以外ノ事業ヲ爲シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル條件ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務官廳ハ其許可ヲ取消スコトヲ得

即ち許可を與へたる官廳は、許可を取消すことを得るなり、是に於て民法第七十一條と治安警察法第八條第二項内務大臣が禁止を命ずるの規定と、互に衝突を生ずるの觀ありと雖、民法と治安警察法とは、互に規定の目的を異にし、兩者並行して共に効

力を有するものとす、而て民法は法人其者の行為に依り必要と認めたるときに限る、主務官廳として許可を取消すことを得せしむるも、治安警察法は法人の行為治安秩序を害するの恐あるときは勿論、又否らざる場合に於ても、他の事情に依りて治安秩序を保持する爲必要と認めるときは、亦之を禁止することを得せしむ、此點に於ては治安警察法に定めたる内務大臣の権限は、民法に定めたる主務官廳の権限より狭し、然れども法人が其目的以外の事業を爲し、又は設立許可の條件に違反せるか如きことあるも、内務大臣は單に之を理由として、治安警察法に依りて、其結社を禁止することを得ず、故に此點に於ては治安警察法に定めたる内務大臣の権限、民法に定めたる主務官廳の権限より狭し、内務大臣が結社を禁止する場合に於て、其結社が法人たると法人たうざるとに依り、財産の處分を異にす、法

人たる場合には、民法第七十二條の規定に依る、云く、解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ附行爲ヲ以テ指定シタル人ニ歸屬ス

定款又ハ附行爲ヲ以テ歸屬權利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサリントキハ理事ハ主務官廳ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ爲ニ其財産ヲ處分スルコトヲ得但社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リテ處分セラレサル財産ハ國庫ニ歸屬ス内務大臣ノ爲ニ結社を禁止せらるるに依り、解散せる法人の財産は、定款又は附行爲を以て指定したる人に屬し、其指定なく又指定の方法を定めざるときは、理事は主務官廳の許可を得て相當の處分を爲し、若し否らざる場合に於て、總て國庫に歸屬するものとす、之に反して法人權を有せざる結社に在りて

は其財産は、結社員の共有なるを以て、結社が解散せるときも解散せざるときと同一の狀態なり、如何なる場合に於ても、當然國庫に歸属することあらざるなり、而て社員の共有財産を管理せる役員は、結社を禁止せられたる後に在ても、分配せざる迄は其管理を繼續するの義務あり、
 禁止處分に對しては、行政訴訟を提起することを得、即ち第八條第二項に此場合に於て違法處分に由り權利を傷害せられたりとする者は、行政裁判所に告訴することを得とあり、違法處分とは、法律を適用せざること一なり、法律を適當に適用せざること二なり、法律を適用せざる場合は甚を明瞭なるも、法律の適用其當を得たるや否やは、動もすれば事實上の問題と混交し易し、行政裁判所は事實に就ては裁判せざるも、法の適用に就て裁判するを以て、猶、事實の審査に傾くことあり、然れども

法律に依りて事實の認定を行政官廳に委ねたる場合には、行政裁判所は認定の當否に之入りて、之を審査することを得ず、若し安警察法第八條は安寧秩序を保持する爲め必要あると否との事實を全く内務大臣の認定に一任せるを以て、此點に關しては行政裁判所は裁判を下すことを得ず、既に結社を禁止するの必要ありたるや否やに就ては、内務大臣の處分は終局にして、行政訴訟を許さざるものとす、

行政訴訟の提起は、違法處分を理由とすへきのみならず、必ずや權利を傷害せられたる場合ならずへからず、權利とは民法上の權利と其義を異とす、司法裁判所に訴へて救済を求むるの途なきも、其人の權能ならずは之を權利と云ふことを得、自由と權利とは本末互に区別あるも、行政訴訟に關しては自由をも權利と看做すことあり、違法處分に由り權利を傷害せられたる者

は、行政裁判所に告訴することを得、結社にして違法處分に依り權利を傷害せられたる場合を例示せば、凡そ爲し得へからざることは、之を爲せしと命ずるを得ず、其命令は違法なるを以て未だ結社ならざる者に對して、結社たることを禁止せば、其命令は即ち違法なり、且之に依りて相集り相會するを得ざるを以て、權利を傷害せらるるなり、而て權利を傷害せられたりとする者は何人にも告訴することを得、故に行政裁判所に告訴するは主幹者にも可なり、役員にも可なり、又結社以外の人にも差支なし、

第六十三條 (第六項) 第六條第六項ノ禁止ノ

命ニ違背シタル者ハ六月以下ノ輕禁錮又

ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

違背とは結社たるの行爲を繼續するなり、結社は禁止せられたるを以て既に存在せず、唯個人として結社たるの行爲を繼續するものなるを以て、罰則は其個人に適用すべきものとす、但し禁止せられたる結社の行動と同様の目的方法を以て、個人別別の違動を爲すは固より妨なし、

第九章 秘密結社

第十四條 秘密ノ結社ハ之ヲ禁ス

第二十八條 秘密ノ結社ヲ組織シ又ハ秘密

ノ結社ニ加入シタル者ハ六月以上一年以

下ノ輕禁錮ニ處ス

秘密結社は曾て保安條例に規定ありしも、保安條例廢止以來其規定を缺けり、因て本法更に之を規定を設けたるなり、秘密結社は歐洲各國に於て概ね之を禁せり、蓋し歴史に於て然らざるを得ざるの沿革ありて然るなり、十八世紀頃迄は或は宗教に關し、或は政事に關して、秘密に團結して、而して其動作國家の秩序を妨害するの虞あるもの頗る多かりき、思ふに當時は法治の制度にあらずして、所謂警察政治の時代なりしを以て、諸條の取締率る嚴酷に傾き、且法律の規定なくして、行政官は臨機の處分を爲したるなり、固より憲法に依りて結社の自由を認むることあることなし、故に相團結して共同の運動を爲さんとする者は、政府に對して其團結の存立を秘密とし、或は少くとも其目的、社則を秘密にし、或は之を詐稱するの己むを得ざることあり、是に於て政府に於ても秘密結社を禁するの必要亦隨て生したる

ものとする、然るに十八世紀の末より、漸次自由を尊重するの氣風を馴致し、各國互に憲法を設け、且結社の自由を認めたるを以て、爾後國家の存立と背馳するの行為を爲さざる限り、何人も公然自由と團結することを得、復其結社を秘密にするの必要を見ず、以て今日に至り殆ど秘密結社の跡を絶たんとし、之に對する罰も亦之を適用する場合甚だ稀なるに至り、唯夫虛無黨の如き、共產黨、社會黨の如き、又宗教に就て言ふとせば、
「エズイテンヨルデン」の如き、國家に危険なる團結の存續する限は、秘密結社の禁は猶ほ之を存置するを便とすへし、又國土の關係上より論ずるも、「ポーランド」の普魯西に於けるか如く、

「エルサスロートリンゲン」の獨逸帝國に於けるか如く、「アイルランド」の英吉利に於けるか如く、「フヒンランド」の露國に於

けるか如く、或は境國內に於ける人種の争あるか如く、或は境
 那の確執せるか如き、恐くは是れ事情に於て秘密結社の禁を免
 するを得ざるべき歟、秘密結社禁止の規程猶ほ改羅巴に於て効
 力を有するは之か爲めなり、

我國保安條例の効力を有する時に於ては、未だ嘗て秘密結社の
 禁令を適用し得ることなしと雖、熱く社會の趨勢を察するに、
 宗教問題に、社會問題に、漸く改羅巴に於けるか如き、狀況を
 呈するの慮なきに非ず、殊に外國人に内地に居住するの自由を
 認めたる以來は、外國に於ける秘密結社にして、我國家に害あ
 るの虞あるものも亦輸入さるることなきを保し難し、現に「エズ
 イテン」の如き既に該公が我國に入り未だれるか如し、要するに
 今日秘密結社に對する規定を設くるは、時宜に適したるものな
 りと信ず、

英誌「フリーメーカーズ」獨誌「フライマウエル」は既に本邦に輸入
 せられたるを以て参考の爲めと一言せん、此結社は稱して其存立
 と秘密にするとも、最早公然の秘密となれり、其存立、歴史、
 目的、行爲、社員等世間之を知らざるものなし、其目的は主と
 し、慈善的計畫を遂行するに在りて、少しも世道に害あること
 なし、故に改羅巴にては、之を論ずるに秘密結社を以てする者
 なきにあらずと雖、多數學者は秘密結社と爲さず、殊に實際に
 於ても秘密結社として之を禁止せざるなり、今此結社の性質沿
 革等に就き詳説するの必要なきも、要するに我國に於ても治安
 警察法第十四條を適用して、之を嚴禁するの必要なきを信ず、
 治安警察法施行以來、之を不問に附せらるるは、蓋し理由ある
 ことならん

秘密結社とは獨逸刑法の規定に依れば、政府に對して其存立

目的、又は規約を秘密にするものを云ふ、治安警察法に別段意義を掲げざるも、政府に對して存之、目的、規約を秘密にするものを、秘密結社と稱するに相違なからん、明治二十九年政府より治安警察法案を貴族院に提出せるに際し、貴族院の委員會は、政府案に單に秘密結社とありしを、政府に對して存之、目的、規約を秘密にする結社と修正せんと試みたることあり、治安警察法は法律の運用を窮屈ならしめんこととを冀りて、故らに定義を避けたりと雖、其精神に於て前年貴族院に於ける修正と異なる所あらざるをり、第一條の漏出を怠りたるものと、第十四條の秘密結社とは決して混同すべからず、單に漏出を怠るは、其存之、目的、規約を政府に對して、秘するの悪意あるを要せざるも、第十四條の秘密結社は、單に漏出を怠るのみならず、本来其結社の成立を秘せるをり、即ち

秘密にするの意思を以て、秘密にするものを稱して秘密結社と云ふなり、國家は臣民が政府に對して、其行爲を隱秘するを許さず、且之を隱秘するの意思たるや、君レ之を公にせば政府必ず之を禁すべきを以てなり、政府之を禁せんことを恐るるは、其目的に於て又其行爲に於て、公共の安寧秩序と相容れざるものあればなり、是れ第十四條に於て秘密結社を禁し、第二十八條に於て之が罰則を設けたる所以なり、

第十卷 集會

75
集會とは多衆共同の目的を有して其目的の爲めに一定の場所に會同するを云ふ、多衆とは二人以上を稱することと雖に説明せる所なるも、法の精神に於ては更に多數に非ざれば、法律を適用すべからざるものと知るべし、

共同の目的 集會とは單に群集を稱するに非ずして會同者間に
 は、之を結合する所の群衆なるへからず、會同者共同の目的
 則ち是なり、即ち會同者は互に同一の目的を有し、其目的に従
 て會同するものとす、例は路頭に格闘する者あり、行人并之
 を觀る、觀る者漸く加はり、遂に多衆環堵、同音格闘者と詰る、
 觀ると詰るとの目的は、多衆の共同なりと雖、多衆は觀るか爲
 又詰るか爲に會同せるに非ず、即ち共同の目的の爲に會同せる
 にあらずして、偶然群集して、偶然之を觀、之を詰るの念を發
 したるに過ぎざるを以て、未を以て集會と爲すことを得ず、之
 に反して之を觀之を詰りたる者、格闘者を告發せんか爲、協議
 を爲すの會同を爲すの事實あるに於ては、之を稱して集會と爲
 すことを得へし、然れども共同目的の爲に會同せる集會に於て、
 偶々目的以外の行為に涉ることあるも之あるか爲に集會たるを

妨げず、又共同目的の爲に會同せる集會に、目的を共同にせざ
 るんか偶然未り加はることあるも、全体の目的を妨ぐるに至ら
 ざる限は、亦集會たるを失はず、
 一定の場所 結社の要件に非ずして集會の要件なり、是れ結社
 と集會と其性質を異にせる一點なり、結社は文書の往復尋に依
 り互に結合することを得るも、集會は一定の場所に會同するに
 非ざれば成立せず、
 會同 是亦結社の要件に非ずして集會の要件なり、結社は文書
 の往復尋にて成立するも、集會は多衆相集まるの事實あるを要
 す、

集會には必ずしも講談論議を要せず、又一定の形式あるに非ず、
 固より發起人、役員等之あるを要せず、治安警察法は、便宜上
 政事上の集會に關し發起人云々の規定を設けたるも、集會成立

の要件として之を必要とするに非ざるなり、
 集會は一時限の會同なるを以て、結社に於けるか如く繼續を以て要件と爲さず、集會は相會して又相散するものなるか故に、結社に於けるか如く結合を以て要件と爲さず、是亦結社と其定義を異にする所以なり、
 集會の種類は、之を公衆を會同するものと否らざるものとに區別し、又之を屋内集會、屋外集會に區別し、又之を政事に関するもの、公事に關するもの、政事にも公事にも關せざるものに區別す、

公衆會同とは公會の意なり、何人にも來り會することを得るなり、然れども多少の制限を爲すことあるも、亦公衆會同たることを妨げず、例は日本人に限りて來會を諾するは、外國人に對して制限するなり、男子に限るときは女子に對して制限する

なり、學校生徒又は官吏に限るときは、其他の人に對して制限するなり、總令之を制限するも、其範圍内に於ける公衆を會同するときは公衆の會同たり、故に自由黨員は何人にも來會すへレ、町村長は何人にも來會すへレ、赤十字社員は何人にも來會すへレと曰はは、即ち亦公衆を會同するものたるなり、其公衆會同に非ざる場合は、案内狀又は其他の方法に依りて、特定人を會するに在るものとす、特定人の會同に際し、偶然特定人以外の人か參加することあるも、爲に會同者を全体の特定人たることを妨げざる限は、亦公衆を會同するに非ざる集會たる變更せらるることなし、

屋外集會に付て別之を説明すへレ、政事公事に付ては既に説明せり、故に今皆之を畧す、

79
 集會政社法第三十七條には法律命令に定むる所の集會は此の法

律に依るの限に在らずと規定せしむる治安警察法は別段の明文を要せざるものとして之を刺しり而て法律命令に定むる所の集會に治安警察法を適用せざるは論を待たざる所とす。

第十一章 集會ノ届出

第二條 政事ニ関シ公衆ヲ會同スル集會ヲ

開カムトスル者ハ發起人ヲ定ムヘシ

發起人ハ到達スヘキ時間ヲ除キ開會三時

間以前ニ集會ノ場所年月日時ヲ會場所在

地ノ管轄警察官署ニ届出スヘシ

届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過キテ開會セス

若ハ三時間以上中断スルトキハ届出ハ其ノ效ヲ失フ

法令ヲ以テ組織シタル義會議員選挙準備ノ為

メニ選挙權ヲ行フヘキ者及被選挙權ヲ有

スル者ニ限り會同スル所ノ集會ハ投票ノ

日ヨリ前五十日間ハ本條第二項ノ届出ヲ

要セス

第十一條 結社、集會又ハ多衆運動ニ関シ警

察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、発

起人ニ於テ又ハ警察官ノ主ナル社員若ハ

主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フ
ヘシ（下略）

第ニ十條 第ニ條第一項ニ違背シタル者ハ

二十圓以下ノ罰金ニ處シ第ニ項ノ届出ヲ

為スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ

罰金ニ處ス

第ニ十五條 第十一條第一項ノ尋問ニ答ヘ

ス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ（中略）

者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官は第十一條に依り、必要に應じて各種集會に對して尋問

を爲すことを得ると雖、政事集會に對しては更に特別の規定を
要するものあり、即ち政事に關して公衆を會同する集會を廣か
んとする者は、
發起人を定め且届出を爲すことを要す、集
會及政社法には、届出を爲さざれば發起人を罰するの規定あり
とも、發起人を定めざるに當り何人をも罰するの規定なかりレ
に、治安警察法は第ニ條に於て發起人を定めしと規定し、第
ニ項に届出の規定あり、而して第十九條には第ニ條に違背し
る者は三十圓以下の罰金に處し云とあり、故に
發起人を
定めざるときは、事實發起人と認めべき者、即ち公衆を會同す
る集會を関かんとする者を罰するなり、其事實上の發起人不明
なるときは、共同の目的の爲に會同する者は、總て集會を関か
んとせる者と看做して可なり、即ち無意に會する者を除くの外
は、各會同者に對して罰則を適用すること得るなり、

発起人は到達すべき時間を除き開會三時間以前に、集會の場所、年月日時を會場所在地の管轄警察官署に届出つべきものとす、到達すべき時間を除くべきの規定は、集會及政社法には之なし、集會及政社法に依れば届書は必ず警察署へ持参せざるべからず、警察署届書を受領したるときは、領收證を交付せざるべからず、りしなり、然るに治安警察法は、届書の到達すべき時間を除き即ち開會三時間前に、届書が警察署に到着するを以て足れりとするか故に、届書は郵便にて之を差出すも可なり、開會三時間以前とせるは、警察官をして取締の準備を爲し得るの時間を有せしむるなり、但休日又は夜間にも、三時間前に到達せば届書は有効なり、午前三時に届書到達は、午前五時に集會を閉くことを得るなり、

集會及政社法は講談論議者の氏名を届出せしめ、加ふるに開

會二十四時間以前に届出を要するを以て、一旦届出たる講談論議者は、二十四時間内に其人を変更することを得ず、又若し他人加はりて講談論議者たるには、更に届出を爲し其時より更に二十四時間を経過せざるべからざるなり、治安警察法は、取締上の必要を認めざるを以て、此の如き規定を廢せり、届出事項の年月日時を集會を開始すべき時刻を云ふなり、而て其の時刻より三時間を過ぎて開會せず、若くは開會後三時間以上中断するときは届出は其の効を失ふなり、警察官をして監視の爲めに時間を空費せしめざるの主旨に出つ、尤中断せざる限は同一の集會繼續して、次日に涉り若くは數日間に彌ることあるも届出の効を失ふことなし、

議員選挙準備の爲めに選挙権を行ふべき者及被選挙権を有する者に限り會同する所の集會は、投票の日より前五十日間は届出

重要せざるの規定は、獨逸專らては選挙法に規定して集會政社に規定せざるも、我國に於ては集會及政社法に之を規定し、治安警察法亦之を襲へり、畢竟選挙の爲に關く集會は自由ならしめて、以て法律上の權能を全ふせしむるの趣旨に外ならざるなり、

第三條の公事集會に就ては結社に關する説明を以て是れりとし今之を略す

第十二章 屋外集會及屋外運動

第四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆運動セムトスルトキハ發起人ヨリ十二時間以前ニ會同スヘキ場所、年月日時及其通

過スヘキ路線ヲ管轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ祭葬、講社、學生、生徒ノ體育運動其他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此限ニ在ラス
 第二十一條 第四條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ
 第四條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

屋外に於ける公衆の會同と、多衆の運動とは極めて類似せる點あるも、亦區別なきに非ず、即ち屋外に於ける多衆運動とは多衆一團と云ひ公然屋外に於て行進し、又は場所を定めずして動作するを云ふ、集會には一定の場所に會同すること一の要素

たり、運動には會同よりは、寧ろ場所を定めずして動作すること必要の條件たり、運動は憲法の所謂集會に非ず、便宜上集會と併せ規定して、同一の取締を爲すに過ぎず、其制限は憲法上必ずしも法律を以てせざるべからざるに非ず、而して運動は集會と同しく多象現在し、且多象は偶然の集合に非ずして、共同の目的に因れるものならざるべからず、尤其集會は偶然なるも相携て同一の運動を爲すに至れば、即ち亦共同の目的に出る運動と爲るなり、共同の目的は運動を爲すに在るを以て足れりとす、其運動が更に一定の目的を有することを要せざるなり、故に共同の目的に出る運動なるや否やは、外部に見はるる事實を以て之を断定す、即ち提携行進の外形あらば即ち屋外運動たるなり、而て一定の順序形式あることなきを以て、象馬、徒歩其他任意の方法に由ることを得、加之三三五五斷續行進するも、其

所期を一にするの事實を認定し得べくんば、之を多象運動と看做して可なり、例は多象請願の爲めに上京することありと假定せよ、縱令隊位を爲して行進するに非ざるも、向背相望て追隨するときは、以て屋外運動と認むることを得べきなり、又普通漏西の法律には、都市、村落、又は公なる街路に於て、公然運動を爲す者は云々とあるを以て、水路、船に由るの運動には、法律を適用すべからざるの判決例ありと雖、我國の法律には、單に屋外に於て多象運動せんとする者は云々とあるのみなるを以て、水上運動なるか故に法律を適用すべからざるの理由なしと信ず、

屋外集會及屋外運動を取締るの主意は、一には集會若し運動其者が公衆に及ぼす勢力に依りて、安寧秩序を妨ぐるの虞あるを以てなり、殊に示威的運動の如きは最も然り、又一には群集人

若は通行人と相懸し、又は相争ふて混乱紛擾を惹起すの恐あり、且場合に依りては交通の取締止必要此はなり、治安警察法は、屋外集會及屋外運動は、警察官署の認可を要するの規定を改めて、認可を要せざらしめ、又堅固なる屏牆を設け自由の交通を遮断するの規定を廃したりと雖、必要に照して第八條に依りて、之を禁止又は制限することを得るを以て、取締止差支なきを信ず、即ち屏牆の如きも必要止むを得ざるときは、之を設けしむることを得るなり、

屋外集會及多象運動は、届出時間を早むるの必要あるを以て、十二時間以前に届出を爲さしむ、其事項は、會同すべき場所へ屋外集會の場合）年月日時及多象運動に関して通過すべき路線にして、其届出は管轄警察官署に之を爲すべきものとす、本條は集會及政社法の例を襲ひ、届出の時刻より幾時間を經過し、

又は幾時間中断するときは届出の効力を失ふことを規定せず、既に會同又は運動を開始すべき年月日時を届出たる時は、其時刻の經過に依りて當然届出の効力を失ふか如しと雖、第二條に三時間を過くるに非ざれば、届出の効力を失はざるの規定を設くるに因りて見れば、本條亦同一の精神を以て解釋すべきものと謂はざるを得ず、即ち縱令届出たる時刻を經過するも其行為を廃止するの事實なき限は、届出の効力を失はざるを原則とし、第二條は特に法律の力を以て、三時間の經過に因て届出の効力を奪ひたるものとす、故に屋外集會及多象運動は、届出たる時刻より幾時間を經過せりと云ふの理由を以て、届出の効力を失はしむることを得ず、其行為を廃止したるの事實に因て、届出の効力を失はしむるなり、中断の場合亦然り、例は屋外集會に於て、講談論議者の並者の爲に届出たる時刻に開會する能はざ

るも、届出の效力を失はず、多象運動の場合に於て、中途日暮
 れて宿泊し、其夜運動を中絶するも、届出の效力を失はず、但
 し一旦集會又は運動の計畫を成したる後更に之を企つるか如き、
 又一旦閉會又は解散したる後、更に集會又は運動を始むるもの
 の如きは、新なる届出を要すること勿論なり、通過すべき路線
 を管轄警察官署に届出ることと就て、若し其道筋長くして二箇
 所以上の管轄警察官署に涉るときは、其各警察官署に届出ること
 を要す、即ち各警察官署運動を為す路線に於て、取締の準備を
 為すの機會を共ふるなり、本條の規定に例外あり但書是なり、
 云く、

但し祭葬、讌社、學生生徒の体育運動其他慣例の許す所に
 依るものは此限に在らず

祭葬以下總て慣例の許す所の者ならざるを得ず、祭葬其他に關

して異様の風体を為し、又は祭葬其他に託して不穩の運動を為
 すか如きは、此但書を適用する限に在らず、屋外運動に就ては
 大概集會に關する規定を適用するは便宜に出たるなり、

第十三章 集會ニ對スル制限

第六條 (第六項及第七項) 女子及未成年者ハ

公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ若ハ其
 發起人タルコトヲ得ス

公權剝奪及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル
 政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ(中略)又ハ公

象ヲ會同スル政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第六十二條 第六條又ハ第六條ニ違背シタ

ル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス(下畧)

女子及未成年者と公衆を會同する政談集會に會同し、若は其發起人たることを禁したるの理由は、結社に加入を禁したるの理由と同一なり、即ち女子の淑徳を保ち、且未成年者をして一生を誤らざらしむるに必要なるに因る、然らば何故に、現役及召集中の豫備後備の陸海軍軍人、警察官、神官神職僧侶其他諸宗教師、官立公立の學校教員學生生徒は、之を政談集會に會同せしめざるの規定を設けざるやと云ふに、是等の人は能力の程度女子未成年者の比に非ず、之をして集會に臨ませらるるも、

女子未成年者の如く事に感し物に動き易きに非ず、且集會は結社と異なり、結社の如く繼續して行動するものに非ざるを以て、結社に於けるか如き制限を設くるの必要を認めざるに由る、尤も必要の場合に於ては、軍人、警察官、神官神職僧侶諸宗教師、官立學校の教員學生生徒に對しては、監督官廳の命令訓令を以て、集會に於ける制限を爲すことを得るは、嘗て結社の場合に説明せしか如し、

何故に公權利奪及停止中の者に、政談集會に會同することを禁せずして、單に發起人たることのみを禁止せるやと云ふに、監視執行中に在る者は、刑法附則第六十七條及第四十條に依り、群集の場所に參會することを得ざるを以て、政事上の集會に會同することを得ざるは論を待たざる所とす、故に重罪の刑に處せらるる公權を剝奪せらるる本刑短期の三分の一を監視に附せらるる

をる者、自由刑の執行を終り監視に附せられたる者、假令獄の後に特別監視に附せられたる者、茲に其他の理由に依り監視に附せられたる者、例は死刑又は無期刑の期満免除を得て、五年間監視に附せられたる者の如きは治安警察法の規定を俟たずして、政談集會に會同することを得ざるなり、尤も重罪の刑の短期三分の一を過ぎたる者、及死刑又は無期刑の期満免除を得て五年を過ぎたる者の如きは、公権剝奪中なるに拘はらず、政談集會に會同することを得と雖、是れ刑法に於て既に監視の必要なきものとして、刑法附則第二十九條及第四十四條を適用せざる者なるを以て、刑法を定めたる國家の意思より考へて、治安警察法に特に嚴禁の規定を要せずと決したるなり、且實際に於ても政談集會の発起人となると付ては、届出に依り公権剝奪なるや否やを取調ふるの便ありとも、多象に混して會同する者

に對しては、容易に公権を剝奪せられたる者なることを知る能はざるへし、況や平素被監視人として視察し置かず、隨て其面相を識るに由なき者に於ておや、警察官たる者何に因て多象中より其一人を甄別せんや、亦是本法に於て公権剝奪中の者に、政談集會に會同することを禁するの明文を存せざる所以なり、外國人は、公衆と會同する集會にして、且其集會は政事上の目的を有する場合に於て、発起人たることを得すと雖、政談集會に會同して講談論議するは其自由なり、欧羅巴に於ては各國互に境を接し、且其間に言ふへからざる關係ある爲に、外國人の取締に就ては頗る苦心する所あり、今一例を挙げんに、普國千八百七十六年八月二十八日の法律に依れば、外國人の官廳に差出す文書は、外國語を以てすることを得ざるに、政府は更に之を改めて嚴重の規定と爲さんと企て、議會の承諾を得ざりレこ

とあり、千八百九十八年政府は更に其案を起草し、内務省知事の意見を徴したることありしも、他の政略に妨けられて、遂に議會に提出するに至らざりしと云ふ、其案に依れば集會に於ては獨逸語の外演説を許さず、其意主として枝蘭人等の演説を妨ぐるに在り、然るに中央党はカトリック教宣布に便ならざるか爲に、其案に反対するの傾向を有し、政府をして躊躇決する能はざらしむ、而して政府が此の如き案を起草するに至りたる理由は枝蘭人が枝蘭語を以て演説したるに際し、警察官は外國語を了解する能はざるか爲、監獄の権能を妨げられたるものと爲し、解散を命したるも、結局行政裁判所は警察官の處分を不審と判決したるに由る、我國憲に斯の如き關係なきを以て、外國語の演説は之を禁する必要なし

以上は集會に關し人に対する制限不れとも、別に事に就ての制限あり、

第九條

集會ニ於テハ重罪輕罪ノ豫審ニ關

スル事項ヲ公判ニ付セサル以前ニ講談論議

シ又ハ傍聴ヲ禁シタル訴訟ニ關スル事項

ヲ講談論議スルコトヲ得ス

集會ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ

犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賈恤若ハ救護シ

又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ講談論議ヲ

為スコトヲ得ス

第二十四條

第九條ニ違背シ(中略)タル者

ハ三月以下ノ輕禁錮又八十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

右は、新聞紙條例及出版法にも類似の規定あり、第一項は重罪輕罪の豫審に關する事項を公判に附せざる以前に講談論議し、又は傍聴を禁したる訴訟に關する事項を講談論議することは、刑事訴訟法精神に照らし、之を許すことを得ざるに由る。第二項の犯罪の煽動は、集會及政社法の犯罪教唆を改め、適用の範圍を廣くし、且其義を明にしたるに在り、即ち教唆は本犯若し罪とならざれば之を罰するを得ざるも、煽動は挑発煽起の事實あるを以て是れりとするなり、且教唆は本犯と同一の罪として論せらるるも、煽動は被煽動者か如何なる罪を犯すに拘けらる、治安警察法第二十四條に定めたる特別の犯罪として論せ

らるるなり犯罪を曲庇し、又は犯罪人若し刑事被告人を責恤、若し救護することを得ざることには説明を要せずして明なり、刑事被告人を陷害するの講談論議を爲すを得ざることには、集會及政社法にも規定なく、又新聞紙條例出版法にも規定なく、治安警察法に於て始めて設けたる規定なり、刑事被告人を陷害するの講談論議は、縱令治安警察法に規定なきも、大抵刑法の誹毀罪とならざるはなしと雖、刑事被告人を犯人と同視して、之を擧行罵倒するの弊は、實に社會を毒するの甚しきものにして、今日の事情告訴を待て其罪を論ずるの規定は實際の必要に應ずるに足らず、故に本條の規定あり、但し本條の煽動又は陷害は刑法の教唆又は誹毀と有り得る場合に於て、理想的俱發として論ずべきは勿論とす

第十條 集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ

規定ニ違背シ其他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル場合ニ於テハ警察官ハ其人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得

第二十四條 (前略) 第十條ノ中止ノ命ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

其人ノ其序に於ける講談論議を中止するの意にして、同日他の場所に於て講談論議するは妨ナシ、

第十二條 集會又ハ多衆集會ノ場合ニ於テ

故ラニ喧擾シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其命ニ後ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムルコトヲ得

第二十六條 第十二條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後仍退去セザル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條の執行に關シ念の爲に一言せん、喧擾又は狂暴に涉る者ありて、集會の状況、安寧秩序を保持するに妨あるときは、第ハ條第一項を適用するを得ると雖、警察官は先づ喧擾者狂暴者を制止するにカメ、已むを得ざるに非ざれば第ハ條第一項を適用すべからず、此場合に於て制止するの力なくして、却て妨害を

渡り居る集會を解散するは、即ち警察官の無能を公表するものにして、最も煥まざるを得ざる所とす、

第十三條 集會及多象ノ運動ニ於テハ武器

又ハ兇器ヲ携帯スルコトヲ得ス但制規ニ依リ武器ヲ携帯スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 第十三條ニ違背シタル者ハ三

月以下ノ輕禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ

處ス

武器は性質上人を殺傷するの器具を稱す、銃、鎗、刀、劍の如き是なり、兇器は性質人を殺傷するの器具に非ざるも、其人の

意思に依りて、人を殺傷するの用に供するものを云ふ、鐵棍、末耜、庖刀等皆兇器となり得ざるは無し、我器兇器は、集會及運動に於て之を携帯することを得すと雖、欺的演習會に銃を携へ、華佗の行列に劍を携へ、刀劍品評會に刀劍を携へ、其他裝飾品として武器を携帯するものの如きは、器の性質武器なるも、携帯者の意志本條の所謂武器として之を携帯するにあらずるを以て、本條を適用する限に在らず、是れ普國判決例の認むる所にして、余も同一の意見を有するなり、殊に獨逸「コンメルス」に於て、麥酒滿引、劍を鳴らして高呼放吟するは、集會及政社法の適用を及ぼることなし、取締法の精神を誤らざるものと謂ふべきなり、

本章に附隨して、警察官の尋問及陪監に就き一言せん

第十一條 結社、集會又ハ多象運動ニ關シ警

察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、
 起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ
 主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フ
 ヘシ
 警察官署ハ制服ヲ着シタル警察官ヲ派遣
 シ政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ニ臨監
 セシムルコトヲ得其集會ニシテ政事ニ關
 セサルモノト雖モ安率秩序ヲ妨害スルノ
 虞アリト認ムルトキ亦同シ此場合ニハ起
 起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル會同者ト

認ムルモノニ於テ警察官ノ求ムル答ヲ供
 スヘシ

第二十五條 第二十一條第一項ノ尋問ニ答ヘ
 ス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第二項
 ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其
 求ムル答ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰
 金ニ處ス

第二十一條第一項ニ於テ、警察官の尋問ありしときハ、集會若ク
 是違勅の會長、若クは起人若シ會長起人の定まらざるときハ、
 警察官が會同者中の主たる人と認めて指定したる者に於て、警
 察官の満足する答辨を爲さざるハからざることと定む、

後二項は臨監の職權を規定し、且集會及政社法に比して大に適用の範圍を制限せり、集會及政社法第八條に依れば、警察官は政談集會に臨監することを得るのみならず、政談を為さざるも其情況安寧秩序を妨害するの虞ありと認むる集會には、其會同者の公衆なるを否とに拘らず、總て臨監を爲すを得たるなり、然るに治安警察法は「政事に關し公衆を會同する集會に臨監せしむることを得其集會にして政事に關せざるものと雖も云々」と規定し、「其」の一字を以て、公衆を會同する集會とらざるべからざるの意を明示せり、公衆の意義は既に之を説明したるを以て、今之を再説するの必要なし、

巡查の臨監は職權上幾分の疑あるも、内務省の解釋に依れば、臨監せしめて差支なし、尤臨監は責任の容易ならざるものなり、巡查は本來斯の如き責任に當らしむべき者に非ざるを以て、法

の解釋としては警察官たるに相違なしとするも、實際に於ては、止むを得ざる場合に非ざれば、臨監せしめざるを可とす、

警察官署とは、警察署及警察分署等を云ふ、警察官署の官廳なるや否やは、地方官官制に於て未だ之を明にすることを得ざるも、却て他の法規に於て、獨之の官廳と認むる規定少からず、本條亦其一例なり、臨監は警察官其人を爲すも、其責任は警察官署に歸す、警察官署は警察官を派遣し警察官は警察署を代表す、

集會の臨監は濫用の弊を防かざるべからざるを以て、臨監警察官は制服を着用せざるべからざる規定あり、尤も現今犯罪を逮捕するか如き異常の場合には、繼令制服を着用せざるも、司法大臣訓令司法警察官執務心得に定めたる證票を携ふる以上は、集會の場に之入り職權を行ふことを得、是れ即ち警察官の臨監

を許さざる集會即ち公衆を會同するに非ざる集會に対しても警察上の必要に應じ、當然の職權として立入り得る場合あると同しく、所謂監視を爲すに非ずして、他の理由に基き警察官の職權を行ふものなるを以て、本條の規定に依るを要せざるなり、或云く、警察官服制の定ある以上は如何なる場合に於ても、警察官にして制服着用を要せざることあることなし、若し制服を着用せざれば一個人の資格を以てするものにして、視るに警察官を以てすることを得ずと、是れ恐くは現行法を知らざるのなるべし、明治三十年勅令第三百三十九號巡查給與品及貸與品規則第三條第二項に、制服の着用を要せざる特別の勤務に服する巡查とあるは、則ち司法警察官執務心得に定めたるか如き場合を云ふものにして、隨て警察官は制服を着用せずして、職務に従事することあるを知るべきなり、故に治安警察法第十一條

に於て制服を着用したる警察官に非ざれば、本條の職權を行ふを得ざるの規定を設けたるものとし、
 発起人又は警察官の主たる會同者と認むる者は、警察官の求むる席を供せざるを得ず、而して警察官の爲に坐席を設くるを以て足れりとせず、坐席の位置に就ても亦警察官の要求に應せざるを得ざるなり、

集會の禁止解散等に関して、亦本章に附隨して一言せん

第八條 安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多數ノ運動若ハ群集ヲ制限禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルエトヲ得

第三十三條第一項 第八條第一項ノ制限若
 ハ禁止ノ命ニ違背シ又ハ解散ヲ命セラレ
 タル後仍ホ退散セサル者ハ二月以下ノ輕
 禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

群集は曾て保安條例第二條に規定せらるることあり、即ち集會
 の要素を具ふるを要せずして、偶然未集するを謂ふなり、固
 り憲法第二十九條と關係あることなし、其規定亦法律を以てす
 るを要せず、唯便宜上本法中に規定し、其取扱及違犯者に対す
 る罰を集會又は運動と同一にしたるのみ、
 屋外の集會、多衆運動及群集は之に對して、制限、禁止又は解
 散を命ずることを得るも、屋内の集會に對しては單に解散を命
 ずることを得るのみ、禁止は集會又は運動を開始するの前後を

問はず之を命し得るも解散は開會後に非ざれば之を命ずること
 を得ず、制限とは或は場所と、或は時間と或は會同者に 或
 は講談論議の事項と、或は會談の方法に、其事項の何たるを問
 はず、且集會又は運動を開始するの前後を問はず之を命ずること
 とを得るなり、解散は同日同地に於て再ハ開會するも、解散の
 命令に違ひたるに非ず、之に反して禁止は同一集會を禁止せら
 れたるを以て、再ハ之を開くときは命令に背くものとす、而し
 て地域及時間に關する禁止命令の効力は事實に依て決せざるを
 得ず、例へば靖國神社祭禮に付雜沓を避くるか爲に屋外運動を
 禁したる命令の効力は、祭禮と關係なき芝區に及ばず、又祭禮
 の翌日に及ばざるものと解釋するを穩當とするも、帝國議會開
 會中議員に對する示威運動を禁するが爲に、屋外運動を禁した
 るの命令は、其効力東京全市に及び、且つ同一の情勢繼續する

間即ち議會閉會迄の間と涉るものとす、而して甲縣の禁止命令は乙縣に及はざるものとす、是れ豫戒令と異なる所以なり、豫戒令は移轉の自由を制限するものなるを以て、命令の効力各地共通に非ざれば取締を爲すこと能はざるも、本條は此の如き關係なく、隨て法律の精神亦此に在せざるなり、

集會及政社法第十三條に列記せる事項、即ち集會の解散を命ずる要件は、本法總て之を削除したりと雖、苟くも安寧秩序を保持するに必要なきときは、如何なる場合にも本條を適用することを得るを以て、職權に於て却て拡張せられたるものと謂ふべきなり、第二條の届出を爲さずして開會せる集會は、之を集會及政社法第十三條に照らすも、所謂集會の成立此法律に背きたるものと謂ふことを得ず、届出を爲さざるは單に手續違反にして、集會の成立違法なるものと謂ふことを得ず、集會及政社法

第十三條第一節は、例は同法第五條第六條に依りて發起人たることを得ざる者か、發起人となりて開會しざるか如き場合を云ふなり、而して之を治安警察法第八條に照らして如何、余は單に届出を爲さざりしのみ理由に依りて、集會を解散するは總ての處置と謂ふことを得ざるなり、第二條に對する第二十條の規定は不行爲之罰し、意思の有無を問はざるなり、故に悪意を有せず、過失にて届出を失念したる場合も亦刑罰を免れず、是に於て^{發せし}届書を差出し、警察官をして監査の機を失ふこと否かをしめたる者ありと假定せし、單に其届出の後れたるか否に集會を解散するの必要ありや、余は然りと信せざるなり、悪意を以て届出を爲さず、之を論ずも猶肯せざるか如き、若し集會を繼續せしむるに於ては、法律上の秩序を保持するに妨ある場合は別段、否らざるに於ては單に處罰を以て制裁し了りたるもの

とし、解散の處分を為さざるを至當と信するなり、
 集會及政社法には罰則に不備の點ありて、屋外集會及屋外運動
 を禁止せられたる場合に、其命に違反せる者を罰するの規定な
 りしも、本法は第三十三條に其不備を補へり、本法第八條の規
 定外に於て、他の法律に特別の規定あるときは其規定に依る、
 一例を挙げれば、傳染病豫防法第十九條に依り、地方長官が傳
 染病豫防上必要と認むるとき、祭禮、供養、興行、集會等の爲
 め、人民の群集することを、制限し、若くは停止するか如き是
 なり、故に傳染病豫防の適用としては、屋内集會とると屋外集
 會とるとを問はず、又開會前とると開會後とるとを問はず之を
 禁止制限することを得るなり、

第十四章 非常權

憲法第三十八條以下に於て日本臣民の權利義務を規定し、其第三
 十九條は集會及結社の自由に関するものなり、其結果集會及政
 社法又は治安警察法を制定せられ、此の法律に規定あらざる限
 りは、如何なる場合に於ても、集會及結社の自由を制限する
 ことあらざるなり、然れども是れ唯平時に於ける原則にして、
 戦時又は國家事變の場合に於て、天皇大權の施行を妨ぐるもの
 に非ず憲法第三十一條是なり、然して憲法第十四條は、天皇は
 戒嚴を宣告することあるを規定し、戒嚴の要件及効力は法律を
 以て之を定めしむ、即ち是れ戦時若は事變に際して、天皇の大
 權を行はるる場合とす、尤も戒嚴令以外に於ても、天皇は憲法
 第三十一條に依りて臨機必要の行動を爲すことを得るものなり、
 治安警察法の條章は、得て之に對抗するを得ざるなり、

第十七章 掲示其他ノ取締

第六十條 街路其ノ他公衆ノ自由ニ交通ス

ルエトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌ノ

掲示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ

他ノ作為ヲ爲シ其狀況安寧秩序ヲ紊シ若

ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ

警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得

第六十九條 第六十六條ノ禁止ノ命ニ違背シ

タル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以

下ノ罰金ニ處ス

何也か公衆ノ自由ニ交通することを得る場所と云ふや、街路に向へる店頭に於て演説を爲すとせば、本條を適用し得るや、店頭に非ざるも窓に凭て放吟するは如何、公園に臨める樓上に文書を掲出するは如何、汽車中より瞥見し得る田畝に踊躍するは如何、其何れは公衆ノ交通に供する道路に非ざるも、其行為は自由ニ交通する公衆の耳目に觸るるなり、法律の精神果して公衆に對して、安寧秩序を妨げ又は風俗を害するを防くに在りとせば、自由に交通する公衆の耳目に觸るる場所は、即ち法律の所謂公衆の自由に交通することを得る場所なりと謂はざるを得ず、本條は文法上の解釋にて其義を明にし難しとせば、論理解釋に依らざるを得ず、

又書圖畫は印刷せると否とを問はざるなり、是れ出版法の文書圖畫と異なる所以なり、且詩歌は縱令文字に現はさざるも、單

に之を吟咏するのみにて本條が適用することを得、又掲示とは、釘付、貼付、榜表若は其他の方法に因りて人に示すを云ふ、頒布とは、發賣、配送、贈遺其他如何なる方法を問はず、衆人に頒布するを云ふ、故に道路に撒して行人の拾ふに任ずか如き亦頒布なり、本條は出版警察と關係なし、故に出版法又は新聞紙條例に照らし、取て司法又は行政の處分を爲すを要せざる文書圖書等も、之を掲示、頒布、朗讀、放吟するに至れば、時と所との情勢に因り、安寧秩序を紊レ若は風俗を害するの虞ありと認めざるを得ざることあり、多衆喧擾に際して氣勢を張るか爲に古人悲憤の詞を高吟し、妙齡女子の會同に臨て、故らに鄭衛の聲を弄するか如き皆然らざるはなれ、言語形容其の他の所爲とは適用の範圍甚だ廣く、如何なる行為と雖も本條を適用し得らるるは解し。

禁止の必要あると否とは一に警察官の認定に依る、其命令に違背したる者は裁判官之を罰す、而して警察官命令の當否に就ては、裁判官の審査を許さず、禁止命令の地域と時間とに依れる効力の範圍は、屋外運動禁止に於けると同し、今之を再説せし、
 第六十六條に掲ぐる行為として、他の法律に依り犯罪となるときは、本條に依り制止すると同時に、他の法律に照して告発することと妨げず、又被害者の告訴ありたる場合に於ても同様、本條に依り制止の處分を爲す、とを妨げず、例は公然猥褻の所行を爲し、又は風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し、又は販賣したるか如き、(刑法第二百五十八條)第二百五十九條)、悪事醜行を處死して人を誹毀したるか如き(刑法第三百五十八條)人家の近傍に於て燈に火を焚くか如き(刑法第四百二十

六條(一)號、公然人を罵詈嘲弄したるか如き(刑法第四百二十
六條(十二)號)、人家の牆壁に貼紙及樂書したるか如き(刑法第
四百二十九條(十四)號)、其他如何なる種類の犯罪を犯すと問はず、
公衆の自由に交通することを得る場所に於て多々の行為は皆然
らざるは否し、但刑法第四百二十九條(十一)號の道路に於て放
歌高聲を發して制止を肯せざる者に關する規定は、本條と其精
神を異にせず、又適用の場合に於て其形式を異にせざるを以て、
本條に依りて禁止せらるるものと信するなり、

第六十六章 使用者及勞務者取締

第六十七章 左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對
シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第六二

號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スル
コトヲ得ス

一、勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行
動ヲ爲スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ
其地ヘヨ妨クルコト

二、同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ
爲使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ
若ハ勞務ニ従事スルノ申込ヲ拒絶セ
シメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停廢セ
シメ、若ハ勞務者トシテ雇傭スルノ申

込ヲ拒絶セシムルコト

三 勞務ノ條件又ハ報酬ニ関シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト

耕作ノ目的ニ出ツル土地貸貸借ノ條件ニ関シ承諾ヲ強ユルカ爲相手方ニ對シ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀スルコトヲ得ス

第三十條 第十七條ニ違背シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ勞務者ノ同盟罷業ニ加担セザル者

ニ對シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀スル者亦同シ

使用者及勞務者なる語は民法の用語に從へり、本規定は勞務者並に使用者に對し、不公平なく同一の取締を爲すものとす、故に勞務者か或る程度に束縛を受くると同時に、使用者も亦相當の制限を受つざるべからざるなり、而して其規定は、第一勞務者又は使田者の團結に關シ、第二勞務者の同盟罷業又は使用者の同盟解雇、即ち勞務者を困むるか爲他の使用者と同盟して、勞務者と同時に解雇することと關シ、第三必ずしも團結を爲さざるも、又必ずしも同盟して解雇若くは罷業するに至らざるも、凡て勞務の條件若くは報酬に關して、相手方の承諾を強ゆることと關す、是れ第一項の規定なり、第二項は小作人に關す、規

定の大體斯の如し、請ふ更に之を詳説せん、
 團結とは「コアリション」即ち結合の意なり、「コアリション」なる
 語は、國と國との同盟其他に關しても之を用ゆるも、社會問題
 に於て用ゆるとき、主として勞務者の團結を指すなり、故に
 集會及政社法の結社と、或る意味に於て其義を同くするも、其
 範圍に於ては却て狹隘なり、政羅巴にては團結權なる成語あり、
 勞務者に認むるに相團結して、以て使用者に當るの權利を以て
 せるなり、權利とは所謂自由權、結社權等に於けるか如きもの
 にして、其實之を權利と言はんよりは、寧ろ自由と稱するを穩
 當なりと信ず、團結權即ち團結自由とは、勞務者が其位置の政
 良を計るが爲に、繼續して又は一時期に自由の結合を爲すもの
 に外ならず、而して其目的たるや、勞務契約の條件、就中勞務
 の時間、報酬等に關し、互に協議決定し、勞務者多衆の力を藉り

て、使用者に一定の要求を爲すに在り、隨て此等の目的を達す
 るか否に共同の運動を爲すことも、亦團結の自由中に包含す、
 即ち獨り協議決定のみならず之を實際の行爲に現はすことも亦
 團結の自由中に包含するなり、凡そ何人にとても、他人と契約す
 ることに就て己の希望を發表し、且之を遂行するに勉むるの自
 由を有する以上は、又之に關して他人と協同して、同一の行動
 を爲すの自由を有するなり、苟も他人の權利自由を妨げざる限
 は、各自別別に行動し得るなり、又他人と相團結して行動し得
 るなり、殊に勞務者の使用者に於けるは強弱優劣の地を異にし、
 或る要求を爲さんとするも、單獨の働にては、到底使用者をして
 同意せしむるの望あることなし、若し團結して對抗するの自由
 を有せざると於ては、常に不幸の地位に沈淪して、終身自ら救
 ふこと能はざるへし、且工業發達して、器械の使用愈々盛なる

に從ひ、勞務者は先由機關力を補助するの物件と同視せられ、奴隸と同一に待遇せられて得て自衛すること能はざるべきなり、要するに、勞務契約は民法上相互同等の合意に成立つべきものなりと雖、事實に於ては同等の合意に成立つものと謂ふこと得ず、衣食給せざるの勞務者は、條件の如何を問ふに暇あらずし、使用者の定めたる規約に服従し、否らざれば則ち條件の如何を辯識せずして、只管雇傭せられらることを喜ぶの徒に非ざるはなし、是に於て勞務契約の條件は使用者の意の如くならざるはなく、加之勞務者は通常其成之に參與することなく、甚きに至ては曾て之を見たることなき者あるへし、故に獨澳等に於ては勞務契約を雇傭契約と同視せず、法律上性質を異にせる法律關係と爲し、法律を以て別に勞務契約に定むべき事項、茲に勞務者の委員をして其成之に參與せしむるの手續、之を勞務者と

知らしむる方式、及之を監督廳に届出つべき事等を定む其意勞務契約は合意に依りて締結するの事實あらざるを以て、全く別段の關係と爲したるなり、法律に於て之を勞務契約（アルバイツフ、ハルトラーグ）と稱せずして、勞務規定（アルバイツフ、ルドスング）と稱するに依るも、亦立法の主旨を知るに足る、蓋勞務契約に關しては、法律上雇傭の原則に據るべからざるなり、唯夫我國未だ特別の法規あらす、今日に於ては民法の雇傭契約に關する規定を、勞務契約に適用せざるべからざるなり、然れども雇傭契約は有名無實にして、勞務者は全然使用者の意の如くならざるはなし、使用者に對抗して其地位の改良を期圖するには、同儕相結て勸懲するの外恐くは策なきを以て、國家か所謂勞務者の團結體なるものを是認するは亦所以ありと謂ふべきなり、歐洲に於て之に關する立法は、十八世紀以來數回の

沿革を經過したるも、今日に於ては一般に勞務者團結の自由を是認せざるはなし、獨り之を是認するのみならず、國に依りては法律を以て勞務者の團結を促せるものあり、例之は勞務の條件に就て、使用者と交渉するか爲に、勞務者の委員を作るか如き、勞務條件に就て、紛議を仲裁協定するか爲に、勞務者の委員及使用者の委員を以て組織せる仲裁の機關を設くるか如き、争論を裁判するか爲に、特別なる工業裁判所を置き、勞務者より送出せる委員をして、裁判に參與せしむるか如き是なり、我國に於ても諸般の工業勃興し、勞働問題の忽にすへからざるに至らんとせる今日に於ては、勞務者の團結は可成之を尊重して、以て勞務者を教ふの考を有せざるへからず、治安警察法が團結其物を制限するの方針を取らざるも亦之が爲なり、即ち其規定たるや勞務の條件又は報酬に關し、協同の行動を爲すへき團結

に加入せしめ、又は其加入を妨ぐの目的を以て他人に對して暴行、脅迫し、若は公然誹毀することと禁するに過ぎざるなり、是れ歐洲に於ても亦之あるの規定にして、團結の自由と毫も接觸する所なく、寧ろ團結の自由を保護するものと謂ふべきなり、蓋し自由の意思に依りて自ら團結に加入し、又は他人を勸誘して加入せしむることは、固より其自由なれとも、暴行、脅迫、若くは公然の誹毀に依りて、他人の意思を曲げしむるに至りては、決して之を自由と稱すへからざればなり、暴行脅迫誹毀に付ては刑法に其規定あり然るに今本條の規定を設くるの理由如何、曰く、暴行に關しては、人を殴打して創傷疾病に至らざる者に對して、違警罪として罰するの規定あるも、本條の場合に於て盡しざるものと謂ふへからず、脅迫に至りては刑法に條件あり、例之は人を殺さんと脅迫し、又は火を放さんと脅迫する

の如き是なり、適用の範圍に於て幾分の遺憾なきを得ず、且其
 罪は告訴を待て之を論ずべきものとす、然るに團結せる勞務者
 か、他の勞務者を其團結に加入せしめ、又は他の團結に加入す
 ることを妨げんか爲に、脅迫するに當りては、被脅迫者は到底
 脅迫者に對抗するの地位に在らず、若し之に抵抗し、若くは告
 訴を爲すに於ては、睡眠の怠も猶ほ報ゆるの脅迫者輩の爲に、
 必ず將來に於て排斥を蒙り、又諸般の妨害を受くることあるは
 豫測し得らるる所なるを以て、縱令刑法に規定あるも、告訴を
 敢てせざるは人情の免れざる所とす、要するに刑法の適用を見る
 は甚だ稀にして、殆んど其効力を没却するに至るへし、若し其
 に被脅迫者を保護して、脅迫の弊を杜かんと欲せば、被害者の
 告訴を待たずして之を訴追するの途を開かざるべからず、是れ
 本法特に脅迫に對する規定を設けたる所以なり、而して誹毀に

對する規定を設けたる理由亦此に存するなり、
 以上は専ら勞務者に關して説明したりと雖、本條は使用者に對
 しても亦之を適用するなり、使用者の團結は我國に於て既に之
 あり、使用者が勞務者の使用に關する共同の規定を設けたるも
 の各地に之ありと雖、之に對して本條を適用することは恐らく
 は稀有の場合なるべきなり、

133
 第二 同盟罷業は既に實例あるも、同盟解雇は未だ實例あらざ
 るか如し、然とも前述の如く、我國に於ても、使用者團結の實
 例ありとせば、將來同盟解雇を爲す者なきを保せず、即ち勞務
 者に或る勞務の條件を強ゆるが爲に、各會社同盟して一斉解雇
 を以て脅迫し、勞務者の聽かざるに於て一斉に之を解雇し、勞
 務者をして終に使用者の命を奉じざるを得ざるに至らしむるも
 のとす、同盟罷業及同盟解雇は本法之を同一に規定するも、同

盟解雇は實際適用の場合甚だ少かるべし、且同盟罷業を説明す
れば同盟解雇は自然判明すべきを以て、今單に同盟罷業のみを
説明せん、而して先づ勞務契約違反に就て述ふるを便とす、勞
務契約は前述の如く雇傭契約と其性質に於て異なる所ありと雖
も、我民法に於ては第六百二十三條の所謂雇傭契約の外他に規
定あらざるなり、云々

雇傭は當事者の一方が相手方に対して勞務に服することを約
し相手方から之に報酬を供ふることを約するに由りて其効力
を生ず

即ち雙務契約にして、勞務者は勞務に服するの義務を有し、使
用者は報酬を供ふるの義務を有す、勞務に服するとは、継続的
經濟上の目的の爲に必要なる、身体上の勞務を一定の時間自ら
行ふを云ふなり、即ち時間の長短は論せざるも、兎に再繼續せ

る經濟上の目的の爲に使用されるなり、例は製造に、工事に、
然らば、凡そ經濟上の目的に出づる事業にして、且其事業は長
時間若し短時間繼續すべきものなり、隨て勞務者の従事すべし
勞務も繼續せるものならざるべからず、身体上の勞務とは腦力
の働を供給するに非ずして、手足を動かして肉體上の働を爲す
を云ふ、一定の時間は最も勞務契約に必要の條件とす、自ら行
ふとは他人をして代らしむるを得ざるの言なり、此の如く勞務
者の服従とは種々なる條件を要するも、之に反して使用者は單
に報酬を與ふるの義務あるのみ、

前項一定の時間に就ては特に説明を要す、他の契約に於ける時
間、例は物件引渡又は負債辨済の期日に於けるか如きは、其時
間を過ぐるも、遂て義務を履行するを得れども、勞務契約の時
間は然らず、職業にせよ、製造にせよ、一時間の勞務は契約當

事者一人の勞務に非ずして、他の勞務者と共同すべきものならずざるは不レ、而して其時間に對しては、機關も通轉レ、汽力も發送シ、其他一切の裝置を爲シ以て資本を下せるを以て、勞務者一人の契約違反は、其の事業をして其時間經濟上の目的を達する能はざらしむるなり、而して其時間は經過して復た来らず其時間に對する勞務の義務は、後に至りて得て履行すること能はざるものとす、故に勞務契約の時間即ち契約の目的物として、時間と勞務とは分割する能はざるなり、勞務契約違反に對しては、理論上罰則を設くると妨げずと信するなり、抑、時間と勞務とは分割すべからざるを以て、勞務者か契約に違反して勞務を曠蕪したるに當りて、使用者は民事の救済を求むることを得ず、何則後に履行すること能はざるの義務は、判決を後くるも之を執行するの途余けはるなり、或は損

害要償り途なきは非るか如しと雖、或る點より觀察すれば、勞務の停廢は其關係全般の經濟に及ぶものなりと謂ふことを得レ、又他の點より觀察すれば、多数勞務者の一人が其勞務を停廢すればはとて、全体の經濟には何等影響をレと謂ふことを得ル、要するに損害金額を見積ること甚だ難レ、且妻子なく、家屋なく、又貯蓄なく、甲地を欲へば直に去て乙地に赴くの勞務者に對して、損害賠償を要求するも、其目的を達することは到底望むかるべし、乃ち勞務契約の違反に對しては、如何なる方法に由るも民事上の救済を求むること能はざるなり、民事上の救済を求むる能はざる場合に於て、代ふるに罰罰を以てするの規定は、獨逸帝國民事訴訟法へ千八百九十八年五月十七日の法律一第百九十條に其例あり、是れ勞務契約違反に對して罰則を設け得る理由の一とす、又勞務者が突然勞務を停廢すると

きは、概關其他の物件に、豫定の勞力を缺くか爲に破損を未だすことあるは勿論、場合に依りては他の勞務者に身体上の危害を及ぼすことあり、是れ罰則を設け得る理由の二とす、又勞務停業の結果は獨り使用者一人の損害に止らずして、公共の危難と有り損害となることあり、例は電燈會社の勞務者其業を停むるか爲全市街暗黒となり、給水會社の勞務者勞務を中止せざるか爲、全市の人忽ち渴し、鐵道會社の勞務者勞務を中止するか爲、交通機關の連轉止み若は丸車顛覆するか如きは是なり、是れ罰則を設け得る理由の三なり、殊に同盟罷業に至りては、一國の經濟に容易ならざる影響を及ぼすことあり、現時變遷の如きは不
 一此講義を爲すの當時歐洲新聞此報を傳ふ）且勞務者契約違反は直に國家の安危に關することあり、戰時彈藥製造に従事する工場の場合同盟罷業の如きは是なり、是れ罰則を設け得る理由の四

なり、故に曰く、勞務契約違反に對して罰則を設くることは理論に於て妨なきなりと、但勞務契約違反たるには悪意若は過失あるを要す、且民法第六百二十七條及第六百二十八條に因り、一定の時間以前に於て解約を申入れ、又は止むことを得ざる事由に基きて、契約の解除を求むるは論ずるに契約違反を以てするの限に在らず、所謂止むことを得ざる理由とは民法の解釋に屬するを以て、爰に詳説するを要せざれとも、一二の例を挙ぐれば、例は勞務者か勞務に従事する能力を失ふたる如き、使用者、代理者又は其家族か、勞務者又は其家族を虐待し、又は其名譽を毀損するの所爲ありたるか如き、使用者、代理者又は其家族か、勞務者又は其家族を法律に背き又は道徳に及せる行為に誘ひ若は誘はんと試み、又は斯の如き行為を共に行ひたる如き、報酬の支拂を爲さざるか如き、仕事の出来高に應じて報酬

を以てする契約あるに當りて、仕事を授けず因て報酬を得るに由
 なくしめたるか如き、契約の際豫期し得ざりし所の生命、健
 康に有害なる作業たることを、後に至り発見したるか如き、工
 女にして結婚せるか如き是なり、

勞務契約違反者に對して、公法上所罰の規定を設くるも、理論
 上毫も妨存さざることとは、多數者の反對論あるに拘けらず、余の
 茲に斷言を俾らざる所なり、唯勞務者と使用者の關係は、前述
 したる如く、強弱優劣の著しく相懸隔するものなるを以て、若
 し契約違反を罰するときは、事實に於て甚だ害を得ざることあ
 るべし、勞務者は使用者か、自由に定めたる、即ち使用者に利
 益として勞務者と不利益なる條件に對して、己の不事なる有様
 を救はんか爲に止むことを得ずして、事後せざる場合にも亦罰
 せらるるに至り、情に於て憫諒すべき所なきにあらず、他日法

律を以て、勞務者に對する保護を全ふするを得て、勞務契約は
 即ち民法に規定されたるか如く、真誠の合意に成れる雇傭契約
 たり、若は少くとも使用者の任意に定めたるに非ざる勞務規定
 たるに至らば、其時と於て、違反者に對する罰則を設くるも決
 して晚からざらん、今日直に契約違反を以て論するは大平計を
 りと信するなり、果して勞務者が單獨に契約に違反するを罰す
 るを不穩當なりとせば、勞務者が互に同盟して、契約に違反す
 るを罰するも亦不穩當なりとせざるを得ず、何則勞務者單獨の
 行動にては到底其目的を達する能はざるを以て、他人と同盟し
 て協同行爲に出づるは、今日勞務者保護の不十分なるに當りて、
 自衛策として己むを得ざる所なればなり、
 治安警察法が同盟罷業に關して所罰するは、同盟罷業を遂行す
 るか爲に、勞務者をして勞務を停廢せしめ、若は勞務者として

雇傭するの申込を拒絶せしむるの目的を以て、他人に對して暴行、脅迫し若は公然誹毀し、又は他人を誘惑若は煽動するの所爲、並勞務者の同盟罷業に加盟せざる者に對して暴行、脅迫し若は公然誹毀するの所爲に限るをり、其理由は團結に關して説明したるものと略は同し、而して誘惑煽動を罰するは、實際の經驗上其弊の甚きを認むればなり、

第三 勞務の條件又は報酬に關し相手方の承諾を強ゆること、是れ或は個人單獨の行爲として、或は多衆の共同の行爲として乱暴強暴若は造言譏諷するものに對する裁判あり

第四 耕作の目的に出づる土地貸貸借の條件に關し、承諾を強ゆるか爲相手方に對し暴行、脅迫し若は公然誹毀することを得ず、是れ主として小作人の地主に對する所爲を取締るものとす、

第十八條 行政官廳ハ治安秩序ヲ保持スル爲必要ト認ムルトキハ武器、爆發物又ハ武器ヲ仕込ミタル物件ノ携帯ヲ禁スルコトヲ得

第三十一條 第十八條ノ禁ヲ犯シタル者ハ六月以下ノ重禁錮ニ處ス

本件は戒嚴令に定めたる、臨戰地境、合圍地境には之を行ふを得るも、本規定は戒嚴令を俟たずして、平時に於て之を行ひ得せしむるに在り、保安條例第六條に、人心の動亂又は内亂の豫備、又は陰謀を爲すものあるに依り、必要なりと認むる場合には云々とあり、其中に武器の携帯、運搬、販賣を禁ずるを得る

の規定ありしか、本條は更に適用の範圍を廣めて、内亂の豫備又は陰謀を爲す者なきも、苟くも安寧秩序を保持する爲必要を認むるときは、行政官廳は何時にても、武器、爆発物、又は武器を仕込みたる物件の携帯を禁ずることを得るものとす、又行政官廳とあるを以て何れの官廳にても保安警察権を有する以上は本條を適用することを得るなり、銃砲火薬類取締法第十三條に、内務大臣は公共の安寧を保持する爲必要と認むるときは、期間及地域を限り、銃砲火薬類の授受、運搬及携帯を禁し、又は制限することを得、前項の場合に於て警察官憲兵は必要と認むるときは、銃砲の検査を爲し、又は銃砲火薬類を領置することを得と規定せり、而して同法十五條に之に對する罰則あり、銃砲火薬類取締法と治安警察法とは、或る場合に於て互に重複するも別段抵触するに非ざるを以て、兩者相待て共に有効なる

ものなりと信ず、第十八條に依れば土地時間又は或る種類の人物に限りて、一般に携帯し、又は特定の一個人に携帯を禁ずるを得、而て内務大臣の訓令ありて、一般に禁ずる場合は内務大臣命令し、特定人に對して特別の理由に依りて禁ずる場合は、地方長官之を命令することとなり居れり、本法既に此規定あり而て行政執行法に於て、武器を領置するの規定あるを以て、兩者相待つて適用宜しきを得は、取締上大に便宜ならん、然れども此規定は外國の法律に比すれば稍、寛大なるものあり、短劍、短銃、武器を仕込みたる物件の類（所謂隱密の武器）は、外國に於ては絶対に禁ずるもの多し、我國に於ては尤程の必要を感せざる爲に、單に特別の命令ある場合に限り、携帯を禁ずることと規定せられたるものとす

治安警察法講義 終

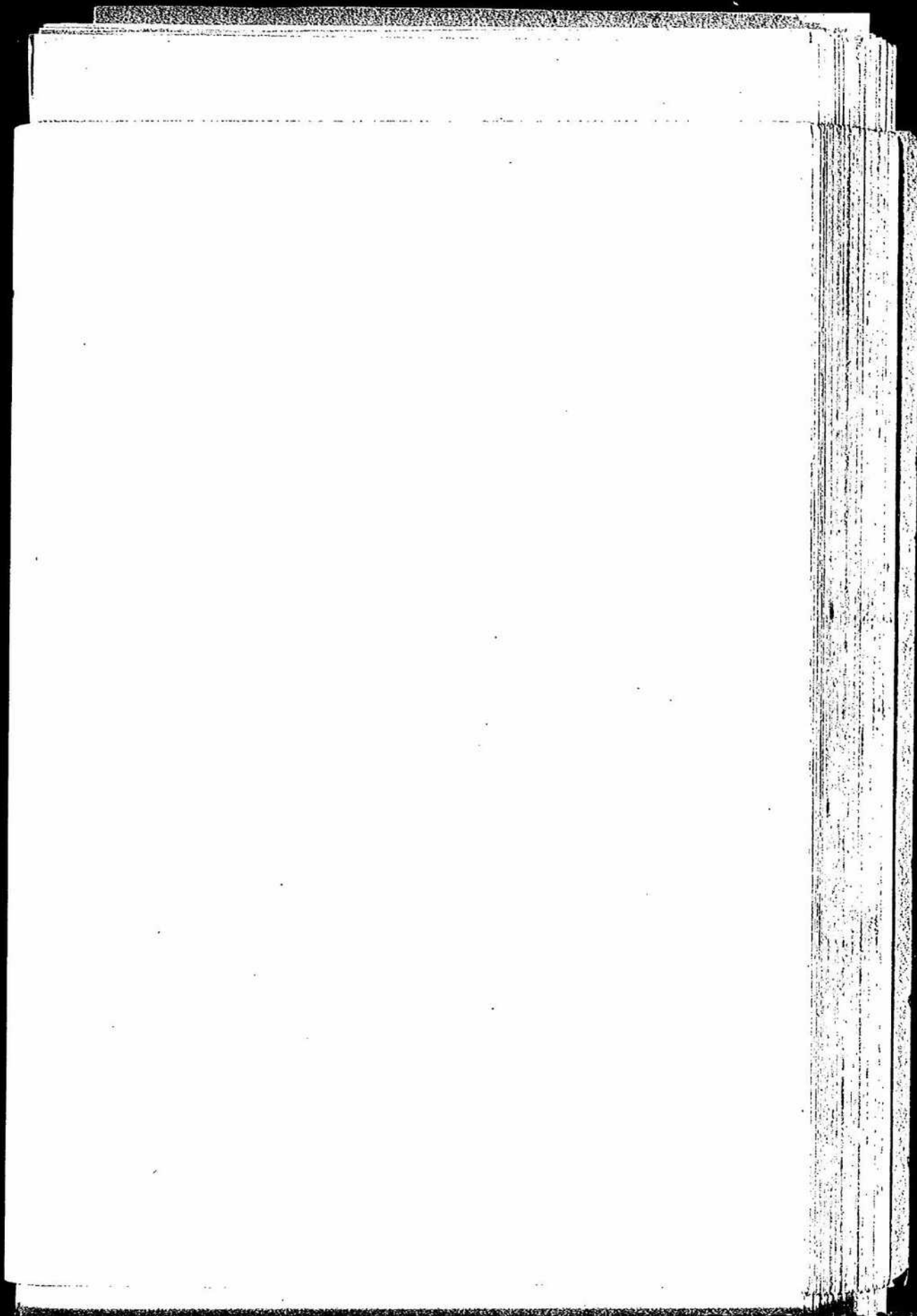
條文索引

第一條 二七頁
 第二條 八〇頁
 第三條 四五頁
 第四條 八六頁
 第五條 三九頁・九三頁
 第六條 四〇頁・九三頁
 第七條 六八頁
 第八條 六〇頁・二二頁
 第九條 九九頁
 第十條 一〇一頁
 第十一條 六頁・八一頁・一〇五頁
 第十二條 一〇二頁

第十三條 一〇四頁
 第十四條 六九頁
 第十五條 二五頁
 第十六條 一八頁
 第十七條 一三二頁
 第十八條 一四三頁
 第十九條 二八頁
 第二十條 八二頁
 第二十一條 八七頁
 第二十二條 四〇頁・九四頁
 第二十三條 六八頁・二二頁
 第二十四條 九九頁・一〇二頁

第 二 十 五 條 九 頁 八 二 頁 一 〇 七 頁
第 二 十 六 條 一 〇 三 頁
第 二 十 七 條 一 〇 四 頁
第 二 十 八 條 六 九 頁

第 二 十 九 條 一 二 八 頁
第 三 十 條 一 二 四 頁
第 三 十 一 條 一 四 三 頁



内務省警保局保安課